# 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号)

(傍線部分は改正部分)

	加入系光     き線点遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも       ケーブル     の (局設置簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するものを除く。)       加入系電     加入者側終端装置~局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの       拉     置するもの       加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置するもの       加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置するもの	一ブル     るもの       加入者側終端装置~局設置簡易遠隔収容装置間に設置するもの     加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置するもの       加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの     (き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)	(分   頻	数 正 案
			別表第5 (第15条関係) 第1 対象設備に係る設備区分 対象設備 端末系伝送路設備 (加入者側終端装置及び 端末系交換等設備との間等に設置される伝 送装置等を除く。)	
加入省側終端装置~同設置返網収容装置削に設置するもの 加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの (局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するものを除く。)	加入系光 き線点遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも ケーブル の (局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局 間に設置するものを除く。) 加入系電 柱 加入系電	-ブル <u>加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置するもの(き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)</u> 加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの (き線点遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)	A   A   A   A   A   A   A   A   A   A	現行

加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す		加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す	
	<b>溝</b>	遭するもの	
	電線共同	電線共同加入者側終端装置~局設置簡易遠隔収容装置間に設	
		機設置局間に設置するものを除く。)	
間に設置するものを除く。)_		置局間及び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換	
_(局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局		(局設置簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設	
加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの		加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの	
3 to		<u>360</u>	
加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す		加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す	
	<u>う道</u>	う道置するもの	
. The second sec	加入系と	加入系と 加入者側終端装置~局設置簡易遠隔収容装置間に設	
		機設置局間に設置するものを除く。)	
間に設置するものを除く。)		置局間及び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換	
(局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局		(局設置簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設	
加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの		加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの	
350		<u>3 t 0</u>	
加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す		加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す	
	同溝	<u>同溝</u> <u>置するもの</u>	
btr	加入系共	加入系共 加入者側終端装置~局設置簡易遠隔収容装置間に設	
		機設置局間に設置するものを除く。)	
間に設置するものを除く。)		置局間及び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換	
(局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局		(局設置簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設	
加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの		加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの	
360		360	
加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す		加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す	
jevo	口径管路	口径管路 置するもの	
	加入系中	加入系中 加入者側終端装置~局設置簡易遠隔収容装置間に設	
		機設置局間に設置するものを除く。)	
		置局間及び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換	
間に設置するものを除く。)		(局設置簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設	
_(局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局		加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの	
加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの		<u> </u>	
<u>360</u>		加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す	
加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す		置するもの 置するもの	
1-41	加入系管	加入系管 加入者側終端装置~局設置簡易遠隔収容装置間に設	

終端装置、アナログ・デジタル回線共通部及び加入者	伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれ 換機	たれ 換機 終端装置、アナログ・デジタル回線共通部及び加入者	伝送路設備等及び信号用伝送装置とのそれ
アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線	加入者交換機(端末系伝送路設備、中継系 加入者交	*系 加入者交 アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線	加入者交換機(端末系伝送路設備、中継系
由しない場合に限る。)		局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)	
(き線点遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経		(き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は	
加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの		加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの	
<u>5.)</u>			
るもの(き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限		<u> </u>	
加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す		加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す	
	終端装置	<u> 終端装置</u> <u> 置するもの</u>	
	局内回線	局内回線 加入者側終端装置~局設置簡易遠隔収容装置間に設	
<u> </u>	タル通信	タル通信     るもの	
加入者側終端装置~き線点遠隔収容装置間に設置す	総合デジ	総合デジ 加入者側終端装置~き線点遠隔収容装置間に設置す	
		機設置局間に設置するものを除く。)	
間に設置するものを除く。)_		置局間及び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換	
(局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局		(局設置簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設	
加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの		加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの	
<u> </u>		<u> </u>	
加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す		加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す	
	<u>22</u>	<u>クス</u> <u>置するもの</u>	
	情報ボッ	情報ボッ加入者側終端装置~局設置簡易遠隔収容装置間に設	
		機設置局間に設置するものを除く。)	
間に設置するものを除く。)		置局間及び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換	
_(局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局		(局設置簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設	
加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの		加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの	
<u>360</u>		<u> </u>	
加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す		加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す	
	路	<u>置するもの</u>	
	自治体管	自治体管 加入者側終端装置~局設置簡易遠隔収容装置間に設	
		機設置局間に設置するものを除く。)	
間に設置するものを除く。)_		置局間及び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換	
(局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局		(局設置簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設	
加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの		加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの	
<u>240</u>		<u> </u>	

デナーの		9	
無線アン 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	無線アン
装置 の			装置
無線伝送 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	無線伝送
装置			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
中継伝送の		9	中継伝送
海底中間 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	海底中間
ーブルの		9	ーブル
海底光ケ 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	海底光ケ
ケーブルの		9	ケーブル
中継系光 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	中継系光
9		9	
局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	
供給装置 加入者交換機		加入者交換機	供給装置
クロック 局設置遠隔収容装置		局設置遠隔収容装置	クロック
伝送装置の		9	后送装置 
中間中継 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	中間中継
9		9	
伝送装置 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	<b>伝送装置</b>
9		9	
交換機~中継交換機間に設置するもの)を収容するも		交換機~中継交換機間に設置するもの)を収容するも	
ル成端架 (局設置遠隔収容装置~加入者交換機間及び加入者		(局設置遠隔収容装置~加入者交換機間及び加入者	ル成端架
光ケーブ 加入者交換機に属する部分のうち、中継系光ケーブル		加入者交換機に属する部分のうち、中継系光ケーブル	光ケーブ
約装置			約装置
用回線集			用回線集
警察消防			警察消防
トランク			トランク
消防警察			消防警察
置			置
隔収容装 終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。		終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。	隔収容装
局設置遠 アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線		アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線	局設置遠
容装置			容装置
換回線収	手動によるものを除く。)		手動によるものを除く。) 換回線収
加入者交   交換回線収容装置を除く。	ぞれの間に設置される伝送装置等を含み、	交換回線収容装置を除く。	ぞれの間に設置される伝送装置等を含み、   加入者交

由しない場合に限る。)		· .	
(き線点遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経		(き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は	
加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの		加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの	
るもの(き緑点遠隔収容装置を経用しない場合に限って		<u> </u>	
一		加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す	
		<u> </u>	
非痛熱 ————————————————————————————————————			
タル回線		タル回線 加入者側終端装置~局設置簡易遠隔収容装置間に設し	
<u>グ・デジ るもの</u>		グ・デジ るもの	
アナロ 加入者側終端装置~き線点遠隔収容装置間に設置す		アナロ 加入者側終端装置~き線点遠隔収容装置間に設置す	
<u>由しない場合に限る。)</u>		局設置遠隔収容装置を経由しない場合に限る。)	
(き線点遠隔収容装置又は局設置遠隔収容装置を経		(き線点遠隔収容装置、局設置簡易遠隔収容装置又は	
加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの		加入者側終端装置~加入者交換機間に設置するもの	
<u>&amp;.)</u>			
るもの(き線点遠隔収容装置を経由しない場合に限		<u> </u>	
加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す		加入者側終端装置~局設置遠隔収容装置間に設置す	
		置するもの	
収容部	費用が増減するもの	収容部 加入者側終端装置~局設置簡易遠隔収容装置間に設	費用が増減するもの
局内回線 るもの	回線数の増減に応じて当該設備に係る	局内回線   るもの	回線数の増減に応じて当該設備に係る
アナログ 加入者側終端装置~き線点遠隔収容装置間に設置す	加入者交換機に係る設備区分のうち、	アナログ 加入者側終端装置~き線点遠隔収容装置間に設置す	加入者交換機に係る設備区分のうち、
う道の		う道の	
中継系と 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		中継系と 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	
同溝の		同溝の	
中継系共 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		中継系共 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	
口径管路の		口径管路の	
中継系中 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		中継系中 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	
路 の		日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	
中継系管 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		中継系管 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	
柱のの		中 の	
中継系電 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		中継系電 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	
設備の		設備の	
衛星通信 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		衛星通信 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	
9		9	
無線鉄塔 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも		無線鉄塔 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	

	局設置簡易遠隔収容装置〜加入者交換機間に設置す	
<u>Ø</u>	び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局	
ケーブル 容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するも	ーブル 簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間及	<i>Y</i> -
中継系光 き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、遠隔収	中継系光 き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、局設置	
	<u> </u>	
	局設置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間に設置す	
	間に設置するもの	
	び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局	
供給装置 容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するも	供給装置	供給
クロック き線点遠隔収容装置〜加入者交換機間のうち、遠隔収	ロック き線点遠隔収容装置〜加入者交換機間のうち、局設置	クロ
	<u> 340</u>	
	局設置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間に設置す	
	間に設置するもの	
<u> </u>	び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局	
伝送装置 容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するも	伝送装置 簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間及	京 法
中間中継 き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、遠隔収	中間中継 き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、局設置	中間
	のに限る。)を収容するもの	
	置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間に設置するも	
	<u>〜加入者交換機設置局間に設置するもの並びに局設</u>	
局間に設置するものに限る。)を収容するもの	入者交換機設置局間及び局設置遠隔収容装置設置局	
機間のうち、遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置	交換機間のうち、局設置簡易遠隔収容装置設置局~加	
ル成端架 及び中継系光ケーブル(き線点収容装置〜加入者交換	ル成端架 及び中継系光ケーブル(き線点遠隔収容装置~加入者	ル坑
光ケーブ 加入者交換機に属する部分のうち、	:ケーブ 加入者交換機に属する部分のうち、加入系光ケーブル	光ケ
主配線盤 加入者交換機に属する部分に限る。	主配線盤 加入者交換機に属する部分に限る。	上西
置		置
ス伝送装	ス伝送装	スカ
半固定パ	<ul><li>半固定パ</li></ul>	目未
加入者系	加入者系	Ju 2
置		置
隔収容装 終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。	隔収容装 終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。	隔北
き線点遠 アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線	き線点遠 アナログ局内回線収容部、総合デジタル通信局内回線	<b>************************************</b>
	<u>容装置</u>	谷
	易遠隔収   終端装置及びアナログ・デジタル回線共通部を除く。	<u>易</u> 证
		同設

IS		び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局	
谷装直設直向~加入有父換機設直向間に設直するも	意》用 一章分用		
	衛星通信	通信 き線点遠隔収容装置~加入者交換	
		<u>るもの</u>	
		局設置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間に設置す	
		間に設置するもの	
e		び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局	
容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するも		簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間及	
き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、遠隔収	無線鉄塔	無線鉄塔 き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、局設置	
		<u>るもの</u>	
		局設置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間に設置す	
		間に設置するもの	
9		び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局	
容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するも	アナ	デナ 簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間及	
き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、遠隔収	無線アン	無線アン き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、局設置	
		<u> </u>	
		局設置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間に設置す	
		間に設置するもの	
9		び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局	
容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するも	装置	装置簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間及	
き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、遠隔収	無線伝送	無線伝送 き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、局設置	
		<u>340</u>	
		局設置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間に設置す	
		間に設置するもの	
9	装置	装置び局設置遠隔収容装置設置局〜加入者交換機設置局	
容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するも	中継伝送	中継伝送 簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間及	
き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、遠隔収	海底中間	海底中間 き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、局設置	
		600	
		周以回国の政語及在农国「加入在文宗	
		† ,	
		び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局	
容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するも	ーブル	一ブル 簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間及	
き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、遠隔収	海底光ケ	海底光ケ き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、局設置	
		<u>340</u>	

	- 機	用伝送装置とのそれぞれの間に設置される		機	用伝送装置とのそれぞれの間に設置される
中継交換回線収容装置を除く。	- 中継交換	中継交換機(中継系伝送路設備等及び信号	中継交換回線収容装置を除く。	中継交換	中継交換機(中継系伝送路設備等及び信号
			<u> </u>	+	
			局設置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間に設置す		
<u>0</u>			び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局		
容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するも	う道		簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間及	う道	
き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、遠隔収	中継系と		き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、局設置	中継系と	
			<u> </u>		
			局設置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間に設置す		
			間に設置するもの		
<u> </u>   <u> </u>			び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局		
容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するも	同溝		簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間及	同溝	
き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、遠隔収	中継系共		き線点遠隔収容装置〜加入者交換機間のうち、局設置	中継系共	
			<u> </u>		
			局設置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間に設置す		
			間に設置するもの		
<u> </u>			び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局		
容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するも	口径管路		簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間及	口径管路	
き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、遠隔収	中継系中		き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、局設置	中継系中	
			<u> </u>		
			局設置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間に設置す		
			間に設置するもの		
9			び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局		
容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するも	器		簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間及	路	
き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、遠隔収	中継系管		き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、局設置	中継系管	
			<u>360</u>		
			局設置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間に設置す		
			間に設置するもの		
9			び局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局		
容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置するも	<b></b>		簡易遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間及	<b>社</b>	
き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、遠隔収	中継系電		き線点遠隔収容装置~加入者交換機間のうち、局設置	中継系電	
			<u>360</u>		
			局設置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間に設置す		
			間に設置するもの		

加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	衛星通信		加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	衛星通信	
<b>†</b> 360			<b>†</b> 560		
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置			中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置		
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	無線鉄塔		加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	無線鉄塔	
するもの			†36 <i>0</i>		
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	テナ		中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	テナ	
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	無線アン		加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	無線アン	
するもの			<b>†</b> 360		
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	料置		中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	採置	
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	無線伝送		加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	無線伝送	
<b>†360</b>	料置		<b>†360</b>	採置	
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	中継伝送		中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	中継伝送	
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	海底中間		加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	海底中間	
<b>†</b> 360			<b>†</b> 360		
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	ーブル		中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	ーブル	
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	海底光ケ		加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	海底光ケ	
<b>†</b> 360			<b>†</b> 360		
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	ケーブル		中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	ケーブル	
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	中継系光		加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	中継系光	
するもの		れる伝送装置等を含む。)	<b>†360</b>		れる伝送装置等を含む。)
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	供給装置	通信事業者の電気通信設備との間に設置さ	中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	供給装置	通信事業者の電気通信設備との間に設置さ
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	クロック	(加入者交換機又は中継交換機と他の電気	加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	クロック	(加入者交換機又は中継交換機と他の電気
するもの		の電気通信設備との間に設置されるもの	†36 <i>0</i>		の電気通信設備との間に設置されるもの
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	伝送装置	換機又は中継交換機と他の電気通信事業者	中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	伝送装置	換機又は中継交換機と他の電気通信事業者
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	中間中継	置される伝送装置等を含む。) 及び加入者交	加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	中間中継	置される伝送装置等を含む。) 及び加入者交
するもの	7.2	(中継系伝送路設備等の両端に対向して設	†360		(中継系伝送路設備等の両端に対向して設
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置		機と中継交換機との間に設置されるもの	中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置		機と中継交換機との間に設置されるもの
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	伝送装置	中継系伝送路設備等であって、加入者交換	加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	伝送装置	中継系伝送路設備等であって、加入者交換
	ル成端架			ル成端架	
一中継交換機に属する部分に限る。	光ケーブ		中継交換機に属する部分に限る。	光ケーブ	
	供給装置			供給装置	
中継交換機	クロック		中継交換機	クロック	
	装置			洪 置	
	回線収容	^°)		回線収容	^°)
	中継交換	伝送装置等を含み、手動によるものを除		中継交換	伝送装置等を含み、手動によるものを除

	機端末			機端末	
公衆電話端末に限る。	公衆電話	公衆電話機	公衆電話端末に限る。	公衆電話	公衆電話機
	継交換機			継交換機	
	信号用中	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機		信号用中	信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
するもの			するもの		
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	う道		中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	う道	
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	中継系と		加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	中継系と	
†360			4260		
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	同溝		中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	同	
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	中継系共		加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	中継系共	
†360			4260		
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	口径管路		中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	口径管路	
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	中絲絲中		加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	- 日	
†360			4360		
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	路		中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	器	
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	中継系管		加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	中継系管	
†36 <i>0</i>			4260		
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置			中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	<b>社</b>	
加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	中継系電		加入者交換機~中継交換機間に設置するもの	中継系電	
†360			4360		
中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	設備		中継交換機間及び中継交換機~相互接続点間に設置	設備	

## 第2 附属設備等に係る設備等区分

附属設備等	設備等区分
空調設備	空調設備
電力設備	整流装置
	直流変換電源装置
	交流無停電電源装置
	蕃電池
	受電装置
	発電装置
	小規模局用電源装置
	可搬型発動発電機
機械室建物	機械室建物

## 第2 附属設備等に係る設備等区分

機械室建物							電力設備	空調設備	附属設備等
機械室建物	小規模局用電源装置	発電装置	受電装置	蕃電池	交流無停電電源装置	直流変換電源装置	整流装置	空調設備	設備等区分

その他の無形固定資産	
交換機ソフトウェア	無形固定資産
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
車両	車両
機械及び装置	機械及び装置
構築物	構築物
共通用土地	共通用土地
共通用建物	共通用建物
市内線路	
市外線路	
伝送無線機械	
中継交換機	
加入者交換機	
総合監視	監視設備
機械室土地	機械室土地

その他の無形固定資産	
交換機ソフトウェア	無形固定資産
工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
車両	車両
機械及び装置	機械及び装置
構築物	構築物
共通用土地	共通用土地
共通用建物	共通用建物
市内線路	
市外線路	
伝送無線機械	
中継交換機	
加入者交換機	
総合監視	監視設備
機械室土地	機械室土地

# 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号)

(傍線部分は改正部分)

#### 別表第6 定額法正味固定資産価額 $=\Sigma_{ m n=1\simlpha_{ m Kith} ml H m + w}$ (定額法正味固定資産価額(m n)) -経済的耐用年数 定額法正味固定資産価額(n) = (期首定額法正味固定資産価額<math>(n) + 期末定額法正味固定資産価額<math>(n)) 期末定額法正味固定資産価額(n) 期首定額法正味固定資産価額(n)=MAX{投資額-((投資額-最低残存価額)÷法定耐用年数) (第 15 条関係) 正味固定資産価額算定方法 =MAX {投資額- ((投資額-最低残存価額) ÷法定耐用年数) n、最低残存価額] (n-1)、最低残存価額] 改 正 案 × × 別表第6 定額法正味固定資産価額=∑ (n=1~經濟的耐用年數) 定額法正味固定資産価額(n) = (期首定額法正味固定資産価額<math>(n) + 期末定額法正味固定資産価額<math>(n)) 期末定額法正味固定資産価額(n) 期首定額法正味固定資産価額(n)=MAX{投資額-(第15条関係) 正味固定資産価額算定方法 =MAX {投資額n、最低残存価額} (n-1)、最低残存価額 現 (定額法正味固 行 ]定資産価額(n))÷経済的耐用年数 (投資額一最低残存価額) ÷法定耐用年数) (投資額-最低残存価額) ÷法定耐用年数) ×

定率法正味固定資産価額(n) = (期首定率法正味固定資産価額<math>(n) + 期末定率法正味固定資産価額<math>(n)) (n)) ÷経済的耐用年数 定率法正味固定資産価額= $\Sigma$   $_{(n=1\sim \& \check{s}b)\bar{m}|\Pi=\psi}$  (定率法正味固 定率法正味固定資産価額(n)= (期首定率法正味固定資産価額(n)+期末定率法正味固定資産価額(n)) 定資産価額(n))÷経済的耐用年数

定率法正味固定資産価額= $\sum_{n=1\sim lpha lpha thinder new Mean}$ (定率法正味固定資産価額

期末定率法正味固定資産価額( ${
m n}$ ) $={
m MAX}$  {投資額imes(1一償却率) ${
m n}$ 、投資額imes最低残存率}

期首定率法正味固定資産価額(m n)=m MAX{投資額imes(m 1---償却率)m n-1、投資額imes最低残存率}

. ∙ 2

期首定率法正味固定資産価額(n)=MAX{投資額× 期末定率法正味固定資産価額(n)=MAX{投資額× (残存率) 1÷法定耐用年数 (1—償却率) n-1、投資額×最低残存率} 1一償却率) n、投資額×最低残存率}

残存率= 0. 1とする

残存率=

0

1とする

(残存率) 1÷法定耐用年数

なお、投資額に	なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。	なお、投資額は、	なお、投資額は、次の各設備区分ごとに定める算定方法により算出する。
設備区分	算定方法	設備区分	算定方法
加入者交換機	1 交換機の設置基準	加入者交換機	1 交換機の設置基準
	(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数(以下「局別		(1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHSの局別総収容回線数(以下「局別
	収容回線数」という。)が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ		収容回線数」という。)が1万2千回線を超える局には加入者交換機を設置する。それ
	以外の局には局設置遠隔収容装置 <u>又は局設置簡易遠隔収容装置</u> を設置する。		以外の局には局設置遠隔収容装置を設置する。
	(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収		(2) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収
	容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔		容回線数の合計が1万2千回線を超える場合には、単位料金区域内の1局の局設置遠隔
	収容装置 <u>又は局設置簡易遠隔収容装置</u> を加入者交換機に置き換える。		収容装置を加入者交換機に置き換える。
	2 局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先交換機の決定		2 局設置遠隔収容装置の帰属先交換機の決定
	(1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収		(1) 単位料金区域内に1局も加入者交換機が設置されず、かつ、単位料金区域内の局別収
	容回線数の合計が1万2千回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機		容回線数の合計が1万2千回線を超えない場合には、隣接単位料金区域の加入者交換機
	設置局に当該単位料金区域の <u>全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置</u>		設置局に当該単位料金区域の <u>すべての局設置遠隔収容装置</u> を帰属させる。

を帰属させる。

- (2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に 当該単位料金区域の全ての局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置を帰属さ
- (3) 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置~加入者交換機間及び局設置簡易遠隔収容装置~加入者交換機間の光ケーブルの総心km、加入者交換機へ中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠隔収容装置及び局設置簡易遠隔収容装置の帰属先を決定する。
- 3 設備量の算定

加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち

なお、2以上の加入者交換機を設置することと指定された加入者交換機設置局にあっては、以下の(1)から(4)の方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち最大のものが1

- (1) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の発着信呼量に各役務の局別収容回線数を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- (2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の最繁時呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁時総呼数とし、その最繁時総呼数の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- (3) 局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数、及び混在収容時効率低下係数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- (4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数、加入者交換機接続呼中継パス数、局設置遠隔収容装置対向 52Mパス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とし、加入者交換機中継インタフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- 4 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、全ての局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。

局ごと加入者交換機投資額

=加入者交換機ユニット数

- (2) 単位料金区域内に加入者交換機設置局が1局のみの場合、その加入者交換機設置局に 当該単位料金区域の<u>すべての局設置遠隔収容装置</u>を帰属させる。
- 》 単位料金区域内に複数の加入者交換機設置局がある場合、局設置遠隔収容装置~加入者交換機間の光ケーブルの総心km、加入者交換機~中継交換機間伝送路距離、加入者交換機の収容回線数等を考慮して局設置遠隔収容装置の帰属先を決定する。
- 設備量の算定

 $\omega$ 

加入者交換機設置局ごとに、次の各方法により求めた加入者交換機のユニット数のうち+のものみよ転員の加え者な協機コージト数レナス

- アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の発着信呼量に各役務の局別収容回線数を乗じたものを個別の最繁時呼量とし、その最繁時呼量の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を加入者交換機の最大処理最繁時呼量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- (2) アナログ電話・総合デジタル通信サービス・PHS別の最繁時呼量を各役務の平均保留時間及び呼完了率で除したものを個別の最繁時総呼数とし、その最繁時総呼数の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を加入者交換機の最大処理最繁時総呼数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- (3) 局別収容回線数の合計を加入者交換機回線収容率で除したものを当該局の加入者交換機端子数とし、加入者交換機端子数を加入者交換機の最大収容回線数、及び混在収容時効率低下係数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- 4) 加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数、加入者交換機接続呼中継パス数、局設置遠隔収容装置対向52Mパス数の合計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とし、加入者交換機中継インタフェース数を加入者交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- 投資額の算定

次の算定式により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用いて局ごと加入者交換機投資額を求め、<u>すべて</u>の局の局ごと加入者交換機投資額を合算し、加入者交換機投資額を算定する。

局ごと加入者交換機投資額

=加入者交換機ユニット数

投資額を求め、	投資額を求め、全ての局の局ごと局設置遠隔収容装置投資額を合算し、局設置遠隔収容装
次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置	次の算定式により、前項の算定に用いた収容回線数に基づき局ごと局設置遠隔収容装置
<b>2</b> 投資額の算定	<u>3</u> 投資額の算定
時効率低下係数を考慮して局ごと収容回線数を算定する。	在収容時効率低下係数を考慮して局ごと収容回線数を算定する。
遠隔収容装置設置局ごとに、収容回線数に局設置遠隔収容装置の回線収容率、混在収容	局設置遠隔収容装置設置局ごとに、収容回線数に局設置遠隔収容装置の回線収容率、混
<ul><li>1 設備量の算定</li></ul>	<ul><li>2 設備量の算定</li></ul>
	数に回線収容率を乗じた値以下であること。
	エ 高速メタル専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容高速メタル専用回線
	率を乗じた値以下であること。
	ウ 低速専用線回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容低速専用回線数に回線収容
	乗じた値以下であること。
	イーメタル電話回線数が局設置簡易遠隔収容装置の最大収容電話回線数に回線収容率を
	の回線を含まないこと。
	をメタル電話回線、低速専用線又は高速メタル専用線と共用しない場合に限る。)以外
	I P回線(当該光地域 I P回線が当該局~加入者交換機設置局間に設置される伝送装置
	アー局に収容される回線に、メタル電話回線、低速専用線、高速メタル専用線及び光地域
	する局には局設置簡易遠隔収容装置を、それ以外の局には局設置遠隔収容装置を設置す
	装置   局別収容回線数が1万2千回線を超えない局のうち、次に掲げる条件のいずれにも該当   装置
収容	局設置遠隔収容 1 局設置遠隔収容装置の設置基準 局設置遠隔収容
×加入者交換機中継 52Mパス単価	×加入者交換機中継 52Mパス単価
+加入者交換機中継 52Mペス数	+加入者交換機中継 52Mパス数
×局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス単価	×局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス単価
+局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス数	+局設置遠隔収容装置対向 1.5Mパス数
×局設置遠隔収容装置対向基本部単価	> 大局設置遠隔収容装置対向基本部単価
+対向局設置遠隔収容装置ユニット数	+対向局設置遠隔収容装置ユニット数
十最繁時呼量投資額	十最繁時呼量投資額
+最繁時総呼数×最繁時総呼数単価	十最繁時総呼数×最繁時総呼数単価
×加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価	×加入者交換機直収総合デジタル通信回線単価
+ P H S 端子数)	+ P H S 端子数)
+ (加入者交換機直収総合デジタル通信端子数	+ (加入者交換機直収総合デジタル通信端子数
×加入者交換機直収アナログ電話回線単価	×加入者交換機直収アナログ電話回線単価
十加入者交換機直収電話端子数	十加入者交換機直収電話端子数
十回線共通投資額	十回線共通投資額
×加入者交換機ユニット当たり単価	×加入者交換機ユニット当たり単価

中国政策を対象に対象が対象によって政策が     中国政策を対象に対象が対象によって政策が     中国政策を対象が対象によって政策が     中国政策を対象が対象によって政策が     中国政策を対象が対象というと対象が手事を     不規模が対象を対象を対象というの対象が対象となるをプリケル語の記录を対象     中国政策を対象が対象と対象を対象と対象を対象と対象を対象と対象を対象と対象を対象と対象を対象と対象を対象と対象を対象と対象を対象と対象を対象と対象を対象と対象を対象と対象を対象を対象と対象と対象を対象と対象を対象と対象を対象と対象を対象と対象と対象と対象を対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対
--

	十回線収容部投資額		
き線点遠隔収容	1 回線数の算定	き線点遠隔収容	1 回線数の算定
搬置	国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。	岩	国勢調査の調査区ごとの各サービスの回線数を次により算定する。
	なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境		なお、各(県、調査区)につき、世帯自県案分率、就業者自県案分率を算定する。県境
	の調査区以外では、自県案分率は1となる。		の調査区以外では、自県案分率は1となる。
	世帯自県案分率(県、調査区)=世帯数(県、調査区)		世帯自県案分率(県、調査区)=世帯数(県、調査区)
			- 総世帯数(調査区)
			就業者自県案分率(県、調査区)=就業者数(県、調査区)
	- 総就業者数 (調査区)		÷総就業者数 (調査区)
	(1) 住宅用加入電話回線数		(1) 住宅用加入電話回線数
	=局ごと住宅用加入電話契約回線数		=局ごと住宅用加入電話契約回線数
	÷調査区ごと世帯数の局ごと合計		÷調査区ごと世帯数の局ごと合計
	×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率		×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率
	(2) 事務用加入電話回線数		(2) 事務用加入電話回線数
	=局ごと事務用加入電話契約回線数		=局ごと事務用加入電話契約回線数
	÷調査区ごと就業者数の局ごと合計		÷調査区ごと就業者数の局ごと合計
	×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率		×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率
	(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数		(3) 住宅用第一種総合デジタル通信サービス回線数
	=単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数		=単位料金区域別住宅用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数
	- 調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計		÷調査区ごと世帯数の単位料金区域別合計
	×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率		×調査区ごとの世帯数×世帯自県案分率
	事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数		事務用第一種総合デジタル通信サービス回線数
	=単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数		=単位料金区域別事務用第一種総合デジタル通信サービス契約回線数
	÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計		÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
	×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率		×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率
	(4) 第二種総合デジタル通信サービス回線数		(4) 第二種総合デジタル通信サービス回線数
	=単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数		=単位料金区域別第二種総合デジタル通信サービス契約回線数
	÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計		÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
	×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率		×調査区ごとの就業者数×就業者自県案分率
	(5) 第一種公衆電話回線数		(5) 第一種公衆電話回線数
	=単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数		=単位料金区域別第一種公衆電話実績回線数
	÷単位料金区域内調查区数×世帯自県案分率		÷単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率
	第一種デジタル公衆電話回線数		第一種デジタル公衆電話回線数
	=単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数		=単位料金区域別第一種デジタル公衆電話実績回線数
	÷単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率		÷単位料金区域内調査区数×世帯自県案分率

- 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計	÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
+ 県別高速光専用線実績回線数))	+ 県別高速光専用線実績回線数))
+ (県別高速メタル専用線実績回線数	÷(県別高速メタル専用線実績回線数
×(県別高速光専用線実績回線数	×(県別高速光専用線実績回線数
=単位料金区域別高速専用線実績回線数	=単位料金区域別高速専用線実績回線数
高速光専用線回線数	高速光専用線回線数
×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率	×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
+調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計	÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
+ 県別高速光専用線実績回線数))	十県別高速光専用線実績回線数))
+ (県別高速メタル専用線実績回線数	÷(県別高速メタル専用線実績回線数
×(県別高速メタル専用線実績回線数	×(県別高速メタル専用線実績回線数
=単位料金区域別高速専用線実績回線数	=単位料金区域別高速専用線実績回線数
高速メタル専用線回線数	高速メタル専用線回線数
×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率	×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
+調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計	÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
十県別低速専用線四線式実績回線数))	+ 県別低速専用線四線式実績回線数))
÷(県別低専用線二線式実績回線数	÷(県別低専用線二線式実績回線数
×(県別低速専用線四線式実績回線数	×(県別低速専用線四線式実績回線数
=単位料金区域別低速専用線実績回線数	=単位料金区域別低速専用線実績回線数
低速専用線四線式回線数	低速専用線四線式回線数
×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率	×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
+調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計	÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
+ 県別低速専用線四線式実績回線数))	+ 県別低速専用線四線式実績回線数))
÷(県別低速専用線二線式実績回線数	÷(県別低速専用線二線式実績回線数
×(県別低速専用線二線式実績回線数	×(県別低速専用線二線式実績回線数
=単位料金区域別低速専用線実績回線数	=単位料金区域別低速専用線実績回線数
(7) 低速専用線二線式回線数	(7) 低速専用線二線式回線数
×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率	×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
- 調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計	+調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
=単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数	=単位料金区域別第二種デジタル公衆電話実績回線数
第二種デジタル公衆電話回線数	第二種デジタル公衆電話回線数
×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率	×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率
+調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計	÷調査区ごと就業者数の単位料金区域別合計
=単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数	=単位料金区域別第二種公衆電話実績回線数
(6) 第二種公衆電話回線数	(6) 第二種公衆電話回線数

# ×調査区ごと就業者数×就業者自県案分率

### $\sim$ き線点~局間伝送路経路の選択

局ごとに、当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものと

- Ç き線点~局間伝送路経路は次の基準により決定する。
- <u>(1)</u> 局を起点とし、 東西南北の四方に向けて敷設する。
- 2 局を起点とし、 土45。の傾きの範囲ごとに収容する
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 土45。の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定す
- (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路と、これと直交して調査区の中心を通るように 敷設する伝送路を設置する
- <u>(5</u> 選択する 伝送路経路選択においては、 道路密度・道路延長データを考慮し、 道路沿いの経路を
- <u>6</u> 調査区ごとの回線数を考慮し、 伝送路経路は適宜集約化する。

#### $\omega$ 設備構成選択

だし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により、選択不可能なものは除く。 保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。 き線点~局間伝送路ごとに、 次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設

- <u>(1)</u> 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
- 2 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
- 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する

#### 設備量の算定

- $\widehat{\mathbf{1}}$ 収容装置のユニット数のうち最大のものを当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット き線点遠隔収容装置を設置するき線点ごとに、アからウまでにより求めたき線点遠隔
- メタル電話回線数をき線点遠隔収容装置最大収容電話回線数で除したもの
- 低速専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容低速専用回線数で除したもの。
- 除したもの。 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数で
- $\widehat{2}$ 容回線数の合計を、 ト数の合計を、 局ごとに、当該局に収容されるき線点の、(1)で算定したき線点遠隔収容装置のユニッ 当該局のき線点遠隔収容装置のユニット数とし、き線点遠隔収容装置収 当該局のき線点遠隔収容装置収容回線数とする。

#### 投資額の算定

 $\Omega$ 

## ×調査区ごと就業者数×就業ラ 者自県案分率

### $^{\circ}$ き線点~局間伝送路経路の選択

周バとに、 当該局の収容区域内の需要の存在する調査区ごとにき線点を設定するものと

- き線点~局間伝送路経路は次の基準に より決定する。
- 局を起点とし、 東西南北の四方に向けて敷設する。
- 2 局を起点とし、 土45。の傾きの範囲ご とに収容する
- 土45。の線上に存在する調査区については、局を中心に反時計回りに境界線を設定す
- (4) 局を中心に東西南北に敷設する伝送路 敷設する伝送路を設置する。 これと直交して調査区の中心を通るように
- <u>5</u> 伝送路経路選択においては、 道路密度 ・道路延長データを考慮し、道路沿いの経路を
- (6) 調査区ごとの回線数を考慮し、伝送路経路は適宜集約化する。

#### 設備構成選択

 $\omega$ 

だし、ケーブルの荷重制限及び伝送距離制限により、選択不可能なものは除く。 保全費の合計をいう。以下この項において き線点~局間伝送路ごとに、 次の組合せの中から、設備管理運営費(減価償却費と施設 司じ。)が最も低くなる組合せを選択する。た

- 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
- 2 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装 置を設置する。
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。

地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装む

置を設置する

#### 設備量の算定

- 収容装置のユニット数のうち最大のもの き線点遠隔収容装置を設置するき線点 を当該き線点のき線点遠隔収容装置ユニット ごとに、アからウまでにより求めたき線点遠隔
- メタル電話回線数をき線点遠隔収容 **装置最大収容電話回線数で除したもの。**
- J. O. J. <u>低速メタル専用線回線数</u>をき線点遠| 隔収容装置最大収容低速専用回線数で除した
- か 除したもの。 高速メタル専用線回線数をき線点遠隔収容装置最大収容高速メタル専用回線数で
- <u>(2</u> 容回線数の合計を、 ト数の合計を、当該局のき線点遠隔収容装置のユニット数とし、き線点遠隔収容装置収 局ごとに、当該局に収容されるき線点の、(1)で算定したき線点遠隔収容装置のユニッ 当該局のき線点遠隔 収容装置収容回線数とする。

#### $\Omega$ 投資額の算定

	るものとする。)。	
載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。	局外側インタフェース装置最大搭載数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げ	
るものとする。)を、加入者系半固定ペス伝送装置局外側インタフェース装置最大搭	(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、加入者系半固定パス伝送装置	
ンタフェース装置最大収容システム数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げ	系半固定パス伝送装置局外側インタフェース装置最大収容システム数で除したもの	
ア 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数を加入者系半固定パス伝送装置局外側イ	ア 当該局に帰属する <u>局設置簡易遠隔収容装置数及び</u> き線点遠隔収容装置数を加入者	
の必要台数のうち最大のものを当該局の加入者系半固定パス伝送装置台数とする。	の必要台数のうち最大のものを当該局の加入者系半固定パス伝送装置台数とする。	
パス伝送装置 (1) 加入者交換機設置局ごとに、アからウまでにより求めた加入者系半固定パス伝送装置	(1) 加入者交換機設置局ごとに、アからウまでにより求めた加入者系半固定パス伝送装置	パス伝送装置
加入者系半固定 1 設備量の算定	1 設備量の算定	加入者系半固定
×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価	×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価	
+き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数	+き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数	
×き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価	×き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価	
+局ごとき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数	+局ごとき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数	
×き線点遠隔収容装置回線単価	*き線点遠隔収容装置回線単価	
+局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数	+局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数	
×き線点遠隔収容装置ユニット単価	×き線点遠隔収容装置ユニット単価	
=局ごとき線点遠隔収容装置ユニット数	=局ごとき線点遠隔収容装置ユニット数	
(2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額	(2) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額	
×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価	×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信サービス回線単価	
+き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数	+き線点遠隔収容装置収容総合デジタル通信サービス回線数	
×き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価	×き線点遠隔収容装置アナログ電話回線単価	
+局ごとき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数	+局ごとき線点遠隔収容装置収容アナログ電話回線数	
×き線点遠隔収容装置回線単価	×き線点遠隔収容装置回線単価	
+局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数	+局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数	
+局ごと専用線遠隔収容装置収容回線数))	+局ごと専用線遠隔収容装置収容回線数))	
÷ (局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数	÷(局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数	
×(局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数	×(局ごとき線点遠隔収容装置収容回線数	
×専用線ユニット単価)	×専用線ユニット単価)	
+局ごと専用線収容装置ユニット数	+局ごと専用線収容装置ユニット数	
×き線点遠隔収容装置ユニット単価	×き線点遠隔収容装置ユニット単価	
=(局ごとき線点遠隔収容装置ユニット数	=(局ごとき線点遠隔収容装置ユニット数	
(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額	(1) 局ごとき線点遠隔収容装置投資額	
収容装置投資額を算定する。	容装置投資額を算定する。	
容装置投資額として <u>すべて</u> の局の局ごとき線点遠隔収容装置投資額を合算し、き線点遠隔	容装置投資額として全ての局の局ごとき線点遠隔収容装置投資額を合算し、き線点遠隔収	
いて求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局のき線点遠隔収	いて求めた局ごとき線点遠隔収容装置投資額のうち最小のものを当該局のき線点遠隔収	
次の算定式((1)、(2)) により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用	次の算定式 ((1)、(2)) により、前項の規定に基づき局ごとに算定したユニット数等を用	

(1) 加入者交換機設置局ごとに、当該局が2万回線未満の局別収容回線数を収容する場合	カ ク	(1) 加入者交換機設置局ごとに、当該局が2万回線未満の局別収容回線数を収容する場合
ン     1     設備量の算定	消防警察トラン	消防警察トラン 1 設備量の算定
×加入者系半固定パス伝送装置回線当たり単価		×加入者系半固定パス伝送装置回線当たり単価
+帰属するき線点遠隔収容装置に収容される回線数		+帰属するき線点遠隔収容装置に収容される回線数
×加入者系半固定パス伝送装置1架当たり単価		×加入者系半固定パス伝送装置1架当たり単価
=加入者系半固定パス伝送装置架数		=加入者系半固定パス伝送装置架数
局ごと加入者系半固定パス伝送装置投資額		局ごと加入者系半固定パス伝送装置投資額
算定する。		定する。
ごと加入者系半固定パス伝送装置投資額を合算し、加入者系半固定パス伝送装置投資額を	2算	と加入者系半固定パス伝送装置投資額を合算し、加入者系半固定パス伝送装置投資額を算
次の算定式により、局ごと加入者系半固定パス伝送装置投資額を求め、 <u>すべて</u> の局の局	( \( \)	次の算定式により、局ごと加入者系半固定パス伝送装置投資額を求め、全ての局の局ご
2 投資額の算定		2 投資額の算定
		パス伝送装置架数とする。
係るものを除いた比率を乗じたものを加入者系半固定パス伝送装置架数とする。	<u> </u>	容される回線数から専用役務に係るものを除いた比率を乗じたものを加入者系半固定
(2) (1)の台数に、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置に収容される <mark>回線</mark> から専用役務に		(2) (1)の台数に、当該局に帰属する <u>局設置簡易遠隔収容装置及び</u> き線点遠隔収容装置に収
		大搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。	最	する。)を、加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最
る。)を、加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線装置最大	~	線用装置最大収容システム数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものと
用装置最大収容システム数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとす	用	を合計したもの。)を加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用
合計したもの。)を加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス・専用線		用線最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
線最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を	事	収容される高速専用回線数を加入者系半固定パス伝送装置 1 システム当たり高速専
容される高速専用回線数を加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり高速専用		とする。)及び当該局に帰属する <u>局設置簡易遠隔収容装置及び</u> き線点遠隔収容装置に
い端数は、切り上げるものとする。)及び当該局に帰属するき線点遠隔収容装置に収		たり低速専用線最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるもの
パス伝送装置 1 システム当たり低速専用線最大収容回線数で除したもの (1 に満たな		収容装置に収容される低速専用回線数を加入者系半固定パス伝送装置 1 システム当
該局に帰属するき線点遠隔収容装置に収容される低速専用回線数を加入者系半固定	國國	り上げるものとする。)、当該局に帰属する <u>局設置簡易遠隔収容装置及び</u> き線点遠隔
最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)、当	切	り総合デジタル通信サービス最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切
回線数を加入者系半固定パス伝送装置1システム当たり総合デジタル通信サービス		る総合デジタル通信サービス回線数を加入者系半固定パス伝送装置 1 システム当た
ム数(当該局に帰属するき線点遠隔収容装置に収容される総合デジタル通信サービス	(h)	ム数(当該局に帰属する <u>局設置簡易遠隔収容装置及び</u> き線点遠隔収容装置に収容され
ウ 当該局の加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス専用装置システ	71	ウ 当該局の加入者系半固定パス伝送装置総合デジタル通信サービス専用装置システ
		げるものとする。)。
大搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。	) 	装置局内インタフェース装置最大搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上
り上げるものとする。)を、加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最	芸送	もの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、加入者系半固定パス伝送
局内インタフェース装置最大収容システム数で除したもの(1 に満たない端数は、切		加入者系半固定パス伝送装置局内インタフェース装置最大収容システム数で除した
(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、加入者系半固定パス伝送装置	, W	最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を
固定パス伝送装置インタフェース装置当たりアナログ最大収容回線数で除したもの	<i>Y</i> ,	アナログ回線数を加入者系半固定パス伝送装置インタフェース装置当たりアナログ
イ 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置に収容されるアナログ回線数を加入者系半		イ 当該局に帰属する <u>局設置簡易遠隔収容装置及び</u> き線点遠隔収容装置に収容される

(3) 当該局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で	(3) 当該局の警察消防用回線集約装置数を警察消防用回線集約装置搭載架最大搭載数で
のとする。)を、当該局の警察消防用回線集約装置数とする。	のとする。)を、当該局の警察消防用回線集約装置数とする。
察消防用回線集約装置最大収容回線数で除した商(1に満たない端数は、切り上げるも	察消防用回線集約装置最大収容回線数で除した商(1に満たない端数は、切り上げるも
線集約装置数を0とする。総割付回線数を超える場合には、当該局の総割付回線数を警	線集約装置数を0とする。総割付回線数を超える場合には、当該局の総割付回線数を警
(2) 当該局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には、当該局の警察消防用回	(2) 当該局の消防警察トランク数が総割付回線数以下の場合には、当該局の警察消防用回
S.	° °
理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該加入者交換機設置局の総割付回線数とす	理を行い、割り付けられた専用線回線数を当該加入者交換機設置局の総割付回線数とす
て指定された加入者交換機設置局ごとに、必要となる専用線回線数の算定をして割付処	て指定された加入者交換機設置局ごとに、必要となる専用線回線数の算定をして割付処
(1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象とし	(1) 受付台収容局に設定された専用線回線数を、当該受付台収容局に対する割付対象とし
の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。	の手順で警察消防用回線集約装置の台数を算定する。
集約装置警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、以下	集約装置 警察消防用回線集約装置の割付対象として指定された加入者交換機設置局ごとに、以下 1
警察消防用回線 1 設備量の算定	警察消防用回線 1 設備量の算定 4
×消防警察トランク搭載架単価	×消防警察トランク搭載架単価
+消防警察トランク架数	+ 消防警察トランク架数
×消防警察トランク単価	×消防警察トランク単価
=消防警察トランク数	= 消防警察トランク数
局ごと消防警察トランク投資額	局ごと消防警察トランク投資額
ランク投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。	ンク投資額を合算し、消防警察トランク投資額を算定する。
ンク架数を用いて局ごと消防警察トランク投資額を求め、 <u>すべて</u> の局の局ごと消防警察ト	ンク架数を用いて局ごと消防警察トランク投資額を求め、全ての局の局ごと消防警察トラ
次の算定式により、前項の規定に基づき算定した消防警察トランク数及び消防警察トラ	次の算定式により、前項の規定に基づき算定した消防警察トランク数及び消防警察トラ
2 投資額の算定	2 投資額の算定
防警察トランク架数とする。	防警察トランク架数とする。
最大搭載数で除した商(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の消	最大搭載数で除した商(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の消
(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架	(4) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク数を消防警察トランク搭載架
警察トランク数とする。	ンク必要数を加えたものを当該局の消防警察トランク数とする。
<u>すべての遠隔収容装置設置局</u> の消防警察トランク必要数を加えたものを当該局の消防	全ての局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局の消防警察トラ
(3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク必要数及び当該局に帰属する	(3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の消防警察トランク必要数及び当該局に帰属する
要数を1ずつ加算するものとする。	は、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を1ずつ加算するものとする。
局に異行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必	ンクの必要設備量を2とする。さらに当該局に異行政収容対応回線が存在する場合に
(2) 遠隔収容装置設置局ごとに、消防警察トランクの必要設備量を2とする。さらに当該	(2) 局設置遠隔収容装置設置局又は局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、消防警察トラ
1 ずつ加算するものとする。	1 ずつ加算するものとする。
行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を	行政収容対応回線が存在する場合には、異行政収容先ごとに消防警察トランク必要数を
する。)に2を加えた値を当該局の消防警察トランク必要数とする。さらに当該局に異	する。)に2を加えた値を当該局の消防警察トランク必要数とする。さらに当該局に異
回線数から2万を引いた後、1万で除した商(1に満たない端数は、切り上げるものと	回線数から2万を引いた後、1万で除した商(1に満たない端数は、切り上げるものと
は、当該局の消防警察トランクの必要設備量は2とする。2万回線以上の場合は、当該	は、当該局の消防警察トランクの必要設備量は2とする。2万回線以上の場合は、当該

たものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架(中型)架	たものを光ケーブル成端架残り心線数とし、この心線数が光ケーブル成端架(中型)架
(3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)で求めた光ケーブル成端架(大型)心線数を引い	(3) (1)の光ケーブル成端架心線数から(2)で求めた光ケーブル成端架(大型)心線数を引い
ケーブル成端架(大型)心線数とする。	ケーブル成端架(大型)心線数とする。
ル成端架(大型)架当たり心線数に光ケーブル成端架(大型)架数を乗じたものを、光	ル成端架(大型)架当たり心線数に光ケーブル成端架(大型)架数を乗じたものを、光
端数は、切り捨てるものとする。)を光ケーブル成端架(大型)架数とする。光ケーブ	端数は、切り捨てるものとする。)を光ケーブル成端架(大型)架数とする。光ケーブ
(2) (1)の心線数を光ケーブル成端架(大型)架当たり心線数で除したもの(1に満たない	(2) (1)の心線数を光ケーブル成端架(大型)架当たり心線数で除したもの(1に満たない
線数の合計を光ケーブル成端架心線数とする。	線数の合計を光ケーブル成端架心線数とする。
容装置当たり心線数を乗じたものに光予備心線数を加算したもの、及び中継系電話用心	容装置当たり心線数を乗じたものに光予備心線数を加算したもの、及び中継系電話用心
回線予備率分を加算したもの、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収	回線予備率分を加算したもの、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数にき線点遠隔収
架 (1) 局ごとに、当該局に直接光回線で収容される回線数に回線当たり心線数を乗じてき線	架 (1) 局ごとに、当該局に直接光回線で収容される回線数に回線当たり心線数を乗じてき線
光ケーブル成端 1 設備量の算定	光ケーブル成端 1 設備量の算定
十主配線盤電話端子数×主配線盤端子当たり単価	+主配線盤電話端子数×主配線盤端子当たり単価
=主配線盤電話架数×主配線盤架当たり単価	=主配線盤電話架数×主配線盤架当たり単価
局ごと主配線盤投資額	局ごと主配線盤投資額
<i>∞</i>	
盤投資額を求め、 <u>すべて</u> の局の局ごと主配線盤投資額を合算し、主配線盤投資額を算定す	盤投資額を求め、全ての局の局ごと主配線盤投資額を合算し、主配線盤投資額を算定する。
次の算定式により、前項の規定に基づき算定した端子数及び架数を用いて局ごと主配線	次の算定式により、前項の規定に基づき算定した端子数及び架数を用いて局ごと主配線
2 投資額の算定	2 投資額の算定
るものとする。)を主配線盤の架数とする。	るものとする。)を主配線盤の架数とする。
(2) (1)の端子数を主配線盤架当たり回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げ	(2) (1)の端子数を主配線盤架当たり回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げ
たもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を主配線盤の端子数とする。	たもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を主配線盤の端子数とする。
(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数にき線回線予備率分を加算し	(1) 局ごとに、当該局に直接メタル回線で収容される回線数にき線回線予備率分を加算し
主配線盤 1 設備量の算定 1 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	主配線盤 1 設備量の算定 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
×警察消防用回線集約装置搭載架単価	×警察消防用回線集約装置搭載架単価
十警察消防用回線集約装置架数	十警察消防用回線集約装置架数
×警察消防用回線集約装置単価	×警察消防用回線集約装置単価
=警察消防用回線集約装置数	=警察消防用回線集約装置数
割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額	割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額
回線集約装置投資額を算定する。	線集約装置投資額を算定する。
- ベ <mark>て</mark> の割付対象局の割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を合算し、警察消防用	での割付対象局の割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を合算し、警察消防用回
防用回線集約装置架数を用いて割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、	防用回線集約装置架数を用いて割付対象局ごと警察消防用回線集約装置投資額を求め、全
次の算定式により、前項の規定に基づき算定した警察消防用回線集約装置数及び警察消	次の算定式により、前項の規定に基づき算定した警察消防用回線集約装置数及び警察消
2 投資額の算定	2 投資額の算定
集約装置架数とする。	集約装置架数とする。
除した商(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の警察消防用回線	除した商(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局の警察消防用回線

当たり心線数より多ければ光ケーブル成端架(大型)に収容することとする。光ケーブル成端架(小型2)架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架(中型)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(中型)に収容することとする。光ケーブル成端架(小型1)架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架(小型2)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型2)に収容することとする。光ケーブル成端架(小型1)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型1)に収容することとする。

- (4) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(大型)に収容する場合には、光ケーブル成端架(大型)架数に1を加え、光ケーブル成端架(大型)心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。
- (2) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)に収容する場合には、光ケーブル成端架(中型)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)心線数とする。
- (6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)に収容する場合には、光ケーブル成端架(小型2)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)心線数とする。
- (7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)に収容する場合には、光ケーブル成端架(小型1)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)心線数とする。
- 投資額の算定

 $^{\circ}$ 

次の算定式により、前項の規定に基づき算定した心線数及び架数を用いて局ごと光ケーブル成端架投資額を求め、全ての局の局ごと光ケーブル成端架投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。

局ごと光ケーブル成端架投資額

=光ケーブル成端架(大型)架数

×光ケーブル成端架(大型)架当たり単価

+ 光ケーブル成端架 (大型) 心線数

×光ケーブル成端架(大型)心線当たり単価

+光ケーブル成端架 (中型) 架数

×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価

+光ケーブル成端架 (中型) 心線数

×光ケーブル成端架(中型)心線当たり単価

光ケーブル成端架(小型2)架数

×光ケーブル成端架(小型2)架当たり単価

光ケーブル成端架(小型2)心線数

×光ケーブル成端架(小型2)心線当たり単価

当たり心線数より多ければ光ケーブル成端架(大型)に収容することとする。光ケーブル成端架(小型2)架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架(中型)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(中型)に収容することとする。光ケーブル成端架(小型1)架当たり心線数より多く、光ケーブル成端架(小型2)架当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型2)に収容することとする。光ケーブル成端架(小型1)架当たり心線数以下なら当たり心線数以下ならば光ケーブル成端架(小型1)に収容することとする。

(4) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(大型)に収容する場合には、光ケーブル成端架(大型)架数に1を加え、光ケーブル成端架(大型)心線数に光ケーブル成端架残り心線数を加えるものとする。(5) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(中型)に収容する場合

には、光ケーブル成端架(中型)架数を

1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケー

- ブル成端架(中型)心線数とする。
  (6) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)に収容する場合には、光ケーブル成端架(小型2)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型2)心線数とする。
- (7) (3)の結果、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)に収容する場合には、光ケーブル成端架(小型1)架数を1とし、光ケーブル成端架残り心線数を光ケーブル成端架(小型1)心線数とする。
- 投資額の算定

 $^{\circ}$ 

次の算定式により、前項の規定に基づき算定した心線数及び架数を用いて局ごと光ケーブル成端架投資額を求め、<u>すべて</u>の局の局ごと光ケーブル成端架投資額を合算し、光ケーブル成端架投資額を算定する。

局ごと光ケーブル成端架投資額

=光ケーブル成端架(大型)架数

×光ケーブル成端架(大型)架当たり単価

+光ケーブル成端架 (大型) 心線数

×光ケーブル成端架(大型)心線当たり単価

+光ケーブル成端架 (中型) 架数

×光ケーブル成端架(中型)架当たり単価

+光ケーブル成端架 (中型) 心線数

×光ケーブル成端架(中型)心線当たり単価

+光ケーブル成端架(小型2)架数

×光ケーブル成端架(小型2)架当たり単価

+光ケーブル成端架(小型 2)心線数

×光ケーブル成端架(小型2)心線当たり単価

及びアの多重変換装置 1.5Mパス数にチャネル切上単位 (1.5M) を乗じたものの合計	及びアの多重変換装置 1.5Mパス数にチャネル切上単位 (1.5M) を乗じたものの合計
び多重変換装置データ系 6 Mパス数の合計にチャネル切上単位 (6 M) を乗じたもの	び多重変換装置データ系6Mパス数の合計にチャネル切上単位(6M)を乗じたもの
カーイ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mパス数、多重変換装置専用6Mパス数及	カーイ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mパス数、多重変換装置専用6Mパス数及
フェース数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。	フェース数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
ンタフェース当たりハイウェイ数で除して、6Mインタフェース数及び1.5Mインタ	ンタフェース当たりハイウェイ数で除して、6Mインタフェース数及び1.5Mインタ
び多重変換装置データ系 6 Mパス数の合計並びにアの多重変換装置 1.5Mパス数をイ	び多重変換装置データ系 6 Mパス数の合計並びにアの多重変換装置 1.5Mパス数をイ
オーイ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mパス数、多重変換装置専用6Mパス数及	オーイ、ウ及びエで算定した多重変換装置6Mパス数、多重変換装置専用6Mパス数及
一タ系 6 Mパス数とする (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)。	装置データ系 6 Mパス数とする (1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
送設備共用比率を乗じた上で6Mパス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換装置デ	れの伝送設備共用比率を乗じた上で6Mパス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換
当たり速度で乗じ、伝送装置収容率及び6Mパスあたり速度で除して、それぞれの伝	の回線当たり速度で乗じ、伝送装置収容率及び6Mパスあたり速度で除して、それぞ
データ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数をそれぞれの回線	ATMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数をそれぞれ
エ <u>遠隔収容装置設置局</u> ごとに、当該局に直接収容されるATM専用線回線数、ATM	エ <u>局設置遠隔収容装置設置局</u> ごとに、当該局に直接収容されるATM専用線回線数、
専用の別にそれぞれ対応した数値を用いる。	専用の別にそれぞれ対応した数値を用いる。
この場合において、6Mパス収容回線数は、低速専用、高速メタル専用及び高速光	この場合において、6Mパス収容回線数は、低速専用、高速メタル専用及び高速光
る(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。	数とする(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
で除して、6 Mパス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換装置専用 6 Mパス数とす	回線数で除して、6 Mパス数をそれぞれ求め、その合計を多重変換装置専用 6 Mパス
ル専用線回線数及び高速光専用線回線数を伝送装置収容率及び6Mパス収容回線数	速メタル専用線回線数及び高速光専用線回線数を伝送装置収容率及び6Mパス収容
ウ <mark>遠隔収容装置設置局</mark> ごとに、当該局に直接収容される低速専用線回線数、高速メタ	ウ 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に直接収容される低速専用線回線数、高
通信サービス換算係数を乗じたものの合計の回線数とする。	通信サービス換算係数を乗じたものの合計の回線数とする。
サービス回線数及び第二種総合デジタル通信サービス回線数に第二種総合デジタル	サービス回線数及び第二種総合デジタル通信サービス回線数に第二種総合デジタル
この場合において、総合デジタル通信サービス回線数は、第一種総合デジタル通信	この場合において、総合デジタル通信サービス回線数は、第一種総合デジタル通信
数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。	Mパス数を算定する(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
及び総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数で除して、多重変換装置6Mパス	収容率及び総合デジタル通信サービス6Mパス収容回線数で除して、多重変換装置6
線数及びPHS回線数の合計回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率	ビス回線数及びPHS回線数の合計回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置
イ <mark>遠隔収容装置設置局</mark> ごとに、当該局に直接収容される総合デジタル通信サービス回	イ <u>局設置遠隔収容装置設置局</u> ごとに、当該局に直接収容される総合デジタル通信サー
ものとする。)。	り上げるものとする。)。
で除して、多重変換装置 1.5Mパス数を算定する (1 に満たない端数は、切り上げる	(1.5M) で除して、多重変換装置 1.5Mパス数を算定する(1 に満たない端数は、切
線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及びチャネル切上単位(1.5M)	れる回線数を、局設置遠隔収容装置集線率、伝送装置収容率及びチャネル切上単位
ア <mark>遠隔収容装置設置局</mark> ごとに、当該局に直接収容されるアナログ回線で収容される回	ア <mark>局設置遠隔収容装置設置局</mark> ごとに、当該局に直接収容されるアナログ回線で収容さ
(1) <mark>遠隔収容装置設置局</mark> ごとに、次の手順で伝送装置の台数を算定する。	(1) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、次の手順で伝送装置の台数を算定する。
伝送装置 1 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定	伝送装置 1 局設置遠隔収容装置~加入者交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定
×光ケーブル成端架(小型1)心線当たり単価	×光ケーブル成端架(小型1)心線当たり単価
+光ケーブル成端架(小型1)心線数	+光ケーブル成端架(小型1)心線数
×光ケーブル成端架(小型 1)架当たり単価	×光ケーブル成端架(小型 1)架当たり単価
+光ケーブル成端架(小型1)架数	+ 光ケーブル成端架 (小型 1) 架数

をチャネル切上単位(25M)で除して、多重変換装置 25Mパス数を算定する(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)。

- キ カで算定した多重変換装置 25Mパス数を3で除して(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)、多重変換装置 126Mインタフェース数を算定する。
- この際に生じた剰余の数を多重変換装置 52Mインタフェース数とする。
- ク カで算定した多重変換装置 52Mパス数を3で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を多重変換装置ユニット数とする。また、多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したものを多重変換装置架数とする(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- (2) 加入者交換機設置局ごとに以下の手順で伝送装置の台数を算定する。
- ア 当該局に帰属する<u>局設置遠隔収容装置設置局</u>の多重変換装置 156Mインタフェース数及び多重変換装置 52Mインタフェース数それぞれの合計を当該局の多重変換装置 156Mインタフェース数及び多重変換装置 52Mインタフェース数とする。
- イ 当該局に帰属する<u>局設置遠隔収容装置設置局</u>の多重変換装置 22Mパス数の合計を 3 で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)を多重変換装置ユーニト巻トオス
- ウ 当該局の多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したも
- の(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を多重変換装置架数とする。 2 加入者交換機~中継交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定
- 加入者交換機~中継交換機間伝送路ごとに、次の手順で伝送装置の種類ごとの台数を算定する。
- (1) 伝送装置の組合せは次のとおりとする。
- . 加入者交換機設置局に多重変換装置を設置し、中継交換機設置局に多重変換装置を設置する。
- . 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(156M)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(156M)を設置する。
- 7 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(600M)を設置し、中継交換機設置 局に高速終端中継伝送装置(600M)を設置する。
- 局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置する。 - 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(156M)を設置し、中継交換機設置

加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置し、中継交換機設置

- r 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(126M)を設置し、中継交換機設置局にクロスコネクト装置を設置する。
- カ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置 (600M) を設置し、中継交換機設置 局に高速終端中継伝送装置 (600M) 及びクロスコネクト装置を設置する。
- 「別に同路於禍中整氏法教員(000M)及〇ツェヘコイツ:教員を政員する。 ・ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置し、中継交換機設置

- をチャネル切上単位(25M)で除して、多重変換装置 25Mパス数を算定する(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- キ カで算定した多重変換装置 52Mパス数を3で除して(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)、多重変換装置 156Mインタフェース数を算定する。
- この際に生じた剰余の数を多重変換装置 52Mインタフェース数とする。
- ケ カで算定した多重変換装置 52Mパス数を3で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を多重変換装置ユニット数とする。また、多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したものを多重変換装置架数とする(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- (2) 加入者交換機設置局ごとに以下の手順で伝送装置の台数を算定する。
- ア 当該局に帰属する遠隔収容装置設置局の多重変換装置 156Mインタフェース数及び多重変換装置 52Mインタフェース数それぞれの合計を当該局の多重変換装置 156Mインタフェース数及び多重変換装置 52Mインタフェース数とする。
- イ 当該局に帰属する<u>遠隔収容装置設置局</u>の多重変換装置 52Mパス数の合計を3で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を多重変換装置ユニット数とする。
- 为 当該局の多重変換装置ユニット数を多重変換装置架当たりユニット数で除したも
- の(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を多重変換装置架数とする。
- 2 加入者交換機~中継交換機間に設置する伝送装置の設備量の算定 加入者交換機~中継交換機間伝送路ごとに、次の手順で伝送装置の種類ごとの台数を算 守する
- (1) 伝送装置の組合せは次のとおりとする。
- ア 加入者交換機設置局に多重変換装置を設置し、中継交換機設置局に多重変換装置を設置する。
- イ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(156M)を設置し、中継交換機設置 局に高速終端中継伝送装置(156M)を設置する。
- ウ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置 (600M) を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置 (600M) を設置する。
- エ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置し、中継交換機設置局に高速終端中継伝送装置(2.4G)を設置する。
- オ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置(156M)を設置し、中継交換機設置 局にクロスコネクト装置を設置する。
- カ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置 (600M) を設置し、中継交換機設置 局に高速終端中継伝送装置 (600M) 及びクロスコネクト装置を設置する。
- キ 加入者交換機設置局に高速終端中継伝送装置 (2.4G) を設置し、中継交換機設置

局に高速終端中継伝送装置(2.4G)及びクロスコネクト装置を設置する。 加入者交換機設置局及び中継交換機設置局に分岐挿入伝送装置を設置する

- 2 加入者交換機の設備量から、(1)のアからエまでの組合せごとの伝送装置のインタフ
- 一ス数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くな 組合せを選択する。
- $\widehat{\mathfrak{S}}$ ネクト装置を設置することとし、(1)のオ、カ及びキの組合せごとの伝送装置のインタフ 中継交換機が2台以上の場合又は当該局に相互接続点が設置される場合にクロスコ ース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低く
- (4) (2)及び(3)で選択された組合せと(1)のクを比較し、投資額が最も低くなるものを選択す

なる組合せを選択する。

- $\omega$ 専用線回線数、高速メタル専用線回線数、高速光専用線回線数、ATM専用線回線数、A それぞれのパス数の比率に基づいて控除する。 TMデータ伝送回線数、ADSL地域 I P回線数及び光地域 I P回線数)に係る設備量を、 1及び2の規定に基づき算定した設備量から、当該設備を共有する専用線回線等(低速

4

伝送装置投資額を算定する。 次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した伝送装置の種類別の架数等を用いて

局ごと伝送装置投資額

=多重変換装置投資額

+ 高速終端中継伝送装置投資額

+クロスコネクト装置投資額

+分岐挿入伝送装置投資額

多重変換装置投資額

に (人

多重変換装置架数

×多重変換装置架・共通部当たり単価

+多重変換装置ユニット数

×多重変換装置ユニット当たり単価

+多重変換装置 1.5Mインタフェース数

×多重変換装置 1.5Mインタフェース当たり単価

+多重変換装置2Mインタフェース数

×多重変換装置2Mインタフェース当たり単価

+多重変換装置 6 Mインタフェース数

多重変換装置8Mインタフェース数 ×多重変換装置6Mインタフェース当たり単価

> 局に高速終端中継伝送装置(2.4G)及 びクロスコネクト装置を設置する。

- 加入者交換機設置局及び中継交換機能 設置局に分岐挿入伝送装置を設置する。
- 2 る組合せを選択する ース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低くな 加入者交換機の設備量から、(1)のアからエまでの組合せごとの伝送装置のインタフェ
- (3) 中継交換機が2台以上の場合又は当該、 ネクト装置を設置することとし、(1)のオ、 なる組合せを選択する。 ェース数、ユニット数、架数、必要中間中継伝送装置数等を算定し、投資額が最も低く 局に相互接続点が設置される場合にクロスコ カ及びキの組合せごとの伝送装置のインタフ
- (4) (2)及び(3)で選択された組合せと(1)のク を比較し、投資額が最も低くなるものを選択す
- $\omega$ それぞれのパス数の比率に基づいて控除する 専用線回線数、高速メタル専用線回線数、 TMデータ伝送回線数、ADSL地域IP回線数及び光地域IP回線数)に係る設備量を、 1及び2の規定に基づき算定した設備量から、当該設備を共有する専用線回線等(低速 高速光専用線回線数、ATM専用線回線数、A °N
- 投資額の算定

伝送装置投資額を算定する。 次の算定式により、前3項の規定に基づ き算定した伝送装置の種類別の架数等を用いて

局ごと伝送装置投資額

=多重変換装置投資額

十高速終端中継伝送装置投資額

**+クロスコネクト装置投資額** 

+分岐挿入伝送装置投資額

多重変換装置架数

画

ごと多重変換装置投資額

×多重変換装置架・共通部当 たり単価

+多重変換装置ユニット数

×多重変換装置ユニット当た り単価

+多重変換装置 1.5Mインタフェース数

×多重変換装置 1.5Mインタフェース当たり単価

+多重変換装置2Mインタフェース数

×多重変換装置2Mインタフェース当たり単価

+多重変換装置 6Mインタフェース数

×多重変換装置6Mインタフェース当たり単価

多重変換装置8Mインタフェ 一ス数

局ごと分岐挿入伝送装置投資額 局ごとクロスコネクト装置投資額 局ごと高速終端中継伝送装置投資額 =分岐挿入伝送装置システム数 =高速終端中継伝送装置架数 分岐挿入伝送装置局内インタフェース数 +クロスコネクト装置増設リンク数 +高速終端中継伝送装置局内インタフェース数 +高速終端中継伝送装置ユニット数 **+クロスコネクト装置空間スイッチユニット数** +クロスコネクト装置接続架数 クロスコネクト装置基本架数 ×分岐挿入伝送装置システム当たり単価 + 高速終端中継伝送装置局間インタフェース数 +多重変換装置 156Mインタフェース数 +クロスコネクト装置局内156Mインタフェース数 クロスコネクト装置局内 5 2Mインタフェース数 ×高速終端中継伝送装置ユニット当たり単価 ×高速終端中継伝送装置架・共通部当たり単価 多重変換装置 52Mインタフェース数 +クロスコネクト装置ユニット数 +クロスコネクト装置局外インタフェース数 ×クロスコネクト装置増設リンク当たり単価 ×クロスコネクト装置接続架当たり単価 ×クロスコネクト装置基本架当たり単価 ×多重変換装置 156Mインタフェース当たり単価 ×多重変換装置 52Mインタフェース当たり単価 ×高速終端中継伝送装置局間インタフェース単価 ×高速終端中継伝送装置局内インタフェース当たり単価 ×多重変換装置8Mインタフェース当たり単価 ×クロスコネクト装置空間スイッチユニット当たり単価 ×クロスコネクト装置局内156Mインタフェース当たり単価 ×クロスコネクト装置局内52Mインタフェース当たり単価 ×クロスコネクト装置ユニット単価 ×クロスコネクト装置局外インタフェース当たり単価 局ごと分岐挿入伝送装置投資額 局ごとクロスコネクト装置投資額 局ごと高速終端中継伝送装置投資額 =分岐挿入伝送装置システム数 =クロスコネクト装置基本架数 = 高速終端中継伝送装置架数 分岐挿入伝送装置局内インタフ +クロスコネクト装置増設リン ×分岐挿入伝送装置システム当 +クロスコネクト装置局内52 +クロスコネクト装置空間スイ +クロスコネクト装置接続架数 +高速終端中継伝送装置局内インタフェース数 +高速終端中継伝送装置ユニッ +多重変換装置 156Mインタフェース数 +高速終端中継伝送装置局間イ +多重変換装置 52Mインタフェース数 +クロスコネクト装置局外インタフェース数 +クロスコネクト装置局内1 ×クロスコネクト装置増設リ ×クロスコネクト装置接続架 ×クロスコネクト装置基本架き ×高速終端中継伝送装置局間 ×多重変換装置 52Mインタフェース当たり単価 +クロスコネクト装置ユニッ ×高速終端中継伝送装置局内。 ×高速終端中継伝送装置ユニ ×高速終端中継伝送装置架・ ×多重変換装置 156Mインタフェース当たり単価 ×多重変換装置8Mインタフェース当たり単価 ×クロスコネクト装置局外インタフェース当たり単価 ×クロスコネクト装置局内 ×クロスコネクト装置空間 ×クロスコネクト装置ユニ ×クロスコネクト装置局内 たり単価 人数人 156Mインタフェース当たり単価 56Mインタフェース数 52Mインタフェース当たり単価 Mインタフェース数 スイッチユニット当たり単価 ッチユニット数 ンク当たり単価 ク数 当たり単価 当たり単価 インタフェース単価 インタフェース当たり単価 ット当たり単価 人数 エース数 ット単価 ンタフェース数 共通部当たり 単価

定加入者交換機設置局ごとに、次の(1)及び(2)の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。  (1) 加入者交換機設置局ごとに、多重変換装置(52M)及び多重変換装置(156M)につき、多重変換装置局間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局~中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を乗じたものを中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものとしたもの	る。)に、当該局に設置する多重変換装置インタフェース数を乗じたものを当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。  (2) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、局設置遠隔収容装置設置局〜加入者交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数を乗じたものを、当該局の中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。  1 加入者交換機設置局〜中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置架数とする。  3 加入者交換機設置局〜中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算	ものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。  2 局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定	
定加入者交換機設置局ごとに、次の(1)及び(2)の手順で求めた中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数の合計を、当該局の中間中継伝送装置数及び中間中継伝送装置架数とする。  (1) 加入者交換機設置局ごとに、多重変換装置(52M)及び多重変換装置(156M)につき、多重変換装置局間インタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局へ中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したものから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を乗じたものを中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものとしたものとし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものとしたもの	(2) (1)の中間中継伝送装置数を、中間中継伝送装置架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。  2 加入者交換機設置局~中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算	1 遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の 算定 (1) 加入者交換機設置局ごとに、遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間里程を中間 中継伝送装置平均距離で除したものから2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上 げるものとする。)に、当該局に帰属する局設置遠隔収容装置数を乗じたものを、当該 局の中間中継伝送装置数とする。	中間中継伝送装置局内インタフェース当たり単価

	分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架
置架数とする。	び衛星回線制御装置架数を合計したもの。)をクロック供給装置架当たり最大クロック
ック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装	線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDMA装置架数、衛星送受信装置架数及
台数及び多重変換装置の架数を合計したもの。)をクロック供給装置架当たり最大クロ	装置の台数、多重変換装置の架数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無
(1) 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(局設置遠隔収容装置の	(2) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(局設置遠隔収容
	ロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置架数とする。
	を合計したもの)をクロック供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、ク
	衛星通信設備のうちTDMA装置架数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数
	置される無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに
置	置 (1) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(当該局に設
クロック供給装         1         設備量の算定	クロック供給装         1         設備量の算定
+中間中継伝送装置数×中間中継伝送装置単価	+中間中継伝送装置数×中間中継伝送装置単価
×中間中継伝送装置架・共通部当たり単価	×中間中継伝送装置架・共通部当たり単価
=中間中継伝送装置架数	=中間中継伝送装置架数
局ごと中間中継伝送装置投資額	局ごと中間中継伝送装置投資額
伝送装置投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。	送装置投資額を合算し、中間中継伝送装置投資額を算定する。
送装置架数を用いて局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、すべての局の局ごと中間中継	送装置架数を用いて局ごと中間中継伝送装置投資額を求め、全ての局の局ごと中間中継伝
次の算定式により、前3項の規定に基づき算定した中間中継伝送装置数及び中間中継伝	次の算定式により、前4項の規定に基づき算定した中間中継伝送装置数及び中間中継伝
4         投資額の算定	<u>5 投資額の算定</u>
伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。	伝送装置架収容率で除したものを、当該局の中間中継伝送装置架数とする。
計を当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継	計を当該局の中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送装置数を架当たり台数及び中間中継
から2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を乗じたものの合	から2を減じたもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を乗じたものの合
中継交換機設置局~中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したもの	中継交換機設置局~中継交換機設置局間里程を中間中継伝送装置平均距離で除したもの
<u>装置(2.4G)につき、高速終端中継伝送装置局間インタフェース数を2で除したものに、</u>	<u>装置(2.4G)につき、高速終端中継伝送装置局間インタフェース数を2で除したものに、</u>
高速終端中継伝送装置(156M)、高速終端中継伝送装置(600M)及び高速終端中継伝送	高速終端中継伝送装置(156M)、高速終端中継伝送装置(600M)及び高速終端中継伝送
中継交換機設置局(当該局の上位に中継交換機設置局が存在する局に限る。)ごとに、	中継交換機設置局(当該局の上位に中継交換機設置局が存在する局に限る。) ごとに、
3 中継交換機設置局~中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定	4 中継交換機設置局~中継交換機設置局間に設置する中間中継伝送装置の設備量の算定
置架数とする。	置架数とする。
装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装	装置数を架当たり台数及び中間中継伝送装置架収容率で除したものを、中間中継伝送装
り上げるものとする。)を乗じたものの合計を中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送	り上げるものとする。)を乗じたものの合計を中間中継伝送装置数とし、中間中継伝送
中間中継伝送装置平均距離で除したものから2を減じたもの(1に満たない端数は、切	中間中継伝送装置平均距離で除したものから2を減じたもの(1に満たない端数は、切
ンタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局~中継交換機設置局間里程を	ンタフェース数を2で除したものに、加入者交換機設置局~中継交換機設置局間里程を
置(600M)及び高速終端中継伝送装置(2.4G)につき、高速終端中継伝送装置局間イ	置(600M)及び高速終端中継伝送装置(2.4G)につき、高速終端中継伝送装置局間イ
(2) 加入者交換機設置局ごとに、高速終端中継伝送装置(156M)、高速終端中継伝送装	(2) 加入者交換機設置局ごとに、高速終端中継伝送装置(156M)、高速終端中継伝送装
を、中間中継伝送装置架数とする。	を、中間中継伝送装置架数とする。

kmを算定する。ケーブルの対数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数、条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長km、対kmを算定する。  (2) 架空メタルケーブル及び地下メタルケーブルの延長km、対kmは、加入者交換機 <u>または</u>	kmを算定する。ケーブルの対数、条数は、回線需要数を勘案して算定する。当該ケーブル対数、条数を用いて、必要となるメタルケーブルの延長km、対kmを算定する。
メタルクーノル 1 配燃設備として設置するメタルクーノルの設備重の昇足 (1) き線点から先の配線設備の算定に当たっては、回線需要の分布をもとに、あらかじめ 準備された配線パターンの中から最も適切なものを選択し、配線メタルケーブルの亘長	もとに、
×クロック供給装置供給クロック供給装置供給クロックは合いでは、	<ul><li>×クロック供給装置供</li><li>・ こが、</li></ul>
+クロック供給装置被クロック供給装置数÷4	+クロック供給装置被クロック供給装置数÷4
×クロック供給装置架・共通部単価	×クロック供給装置架・共通部単価
=クロック供給装置架数	=クロック供給装置架数
局ごとクロック供給装置投資額	局ごとクロック供給装置投資額
合算し、クロック供給装置投資額を算定する。	算し、クロック供給装置投資額を算定する。
て局ごとクロック供給装置投資額を求め、 <mark>すべて</mark> の局の局ごとクロック供給装置投資額を	て局ごとクロック供給装置投資額を求め、全ての局の局ごとクロック供給装置投資額を合
次の算定式により、前項の規定に基づき算定した被クロック供給装置数及び架数を用い	次の算定式により、前項の規定に基づき算定した被クロック供給装置数及び架数を用い
2 投資額の算定	2 投資額の算定
	ものをクロック供給装置架数とする。
	装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除した
除したものをクロック供給装置架数とする。	数、衛星送受信装置架数及び衛星回線制御装置架数を合計したもの。)をクロック供給
ク供給装置架当たり最大クロック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で	回線切替装置架数及び無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDMA装置架
スコネクト装置基本架数及びクロスコネクト装置増設架数を合計したもの。)をクロッ	スコネクト装置基本架数及びクロスコネクト装置増設架数、無線伝送装置のうち変復調
速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数、中継交換機のユニット数、クロ	速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数、中継交換機のユニット数、クロ
(3) 中継交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(多重変換装置の架数、高	4 中継交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(多重変換装置の架数、高
	・ 保数とする。
	ク分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装置
置架数とする。	及び衛星回線制御装置架数を合計したもの。)をクロック供給装置架当たり最大クロッ
ック分配数で除したものを、クロック供給装置架収容率で除したものをクロック供給装	無線送受信装置架数並びに衛星通信設備のうちTDMA装置架数、衛星送受信装置架数
び加入者交換機のユニット数を合計したもの。)をクロック供給装置架当たり最大クロ	架数及び加入者交換機のユニット数、無線伝送装置のうち変復調回線切替装置架数及び
架数、多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の架数及	装置の架数、多重変換装置の架数、高速終端中継伝送装置の架数、分岐挿入伝送装置の
収容装置設置局との間で設置する多重変換装置の架数、加入者系半固定パス伝送装置の	置遠隔収容装置設置局との間で設置する多重変換装置の架数、加入者系半固定パス伝送
(2) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(当該局に帰属する <mark>遠隔</mark>	(3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局の被クロック供給装置数(当該局に帰属する <u>局設</u>
	数とする。

比率を基に算定する。ただし、2(3)において<u>全て</u>のき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。

- (3) ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する
- き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定

 $\sim$ 

- (1) 加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線互長kmを算定する。
- (2) (1)によりき線亘長が確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費 (減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる 組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可 能なものは除く。
- ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
- イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
- ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
- エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
- (3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。 置換えを行うケーブルは、加入者交換機<u>局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容</u> 装置を設置する局から近いものであり、かつ敷設条数が多いものを優先することとす
- (4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。
- (2) 伝送路の各区間における必要対数、条数は、需要数を勘案して算定し、メタルケーブル延長km、対kmの算定に使用する。
- 3 投資額の算定

前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容される全ての局ごとにメタルケーブル対km及びメタルケーブル延長kmの合計を求め、次の算定式により、局ごとのメタルケーブル投資額を算定し、全ての局の局ごとメタルケーブル投資額を合算して、メタルケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。

**昴ごと種別ごとメタルケーブル投資額** 

- =当該種別架空メタルケーブル対km
- ×当該種別架空メタルケーブル対km単価
- +当該種別架空メタルケーブル延長km
- ×当該種別架空メタルケーブル延長km単価
- 当該種別地下メタルケーブル対km

- (3)において<u>すべて</u>のき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。
- ビル引込ケーブルについては、回線の需要密度を勘案して算定する
- き線設備として設置するメタルケーブルの設備量の算定

 $\sim$ 

- (1) 加入者交換機<u>又は遠隔収容装置</u>を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定 に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長kmを算定する。
- (2) (1)によりき線亘長が確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営費 (減価償却費と施設保全費の合計をいう。以下この項において同じ。)が最も低くなる組合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能なものは除く。
- 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
- 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
- ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
- エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
- (3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える。 置換えを行うケーブルは、加入者交換機<mark>又は遠隔収容装置</mark>を設置する局から近いものであり、かつ敷設条数が多いものを優先することとする。
- (4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、当該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれを使用する方が設備管理運営費がより低くなるかを比較し、より安価なものを選択することとする。
- (5) 伝送路の各区間における必要対数、条数は、需要数を勘案して算定し、メタルケーブル延長km、対kmの算定に使用する。
- 3 投資額の算定

前項の規定に基づき算定した設備量を基に、加入者が収容される<u>すべて</u>の局ごとにメタルケーブル対km及びメタルケーブル延長kmの合計を求め、次の算定式により、局ごとのメタルケーブル投資額を算定し、<u>すべて</u>の局の局ごとメタルケーブル投資額を合算して、メタルケーブル投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。局ごと種別ごとメタルケーブル投資額

- =当該種別架空メタルケーブル対km
- ×当該種別架空メタルケーブル対km単価
- +当該種別架空メタルケーブル延長km
- ×当該種別架空メタルケーブル延長km単価
- +当該種別地下メタルケーブル対km

該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれが設備管理運営費がより低くなるかを 較し、より安価なものを選択することとする。 (5) 伝送路の各区間における必要心数、条数は、需要数を勘案して算定し、光ケーブル 長㎞、心㎞の算定に使用する。 3 投資額の算定	3 投資額の算定
** (3/により、米玉) / ** / ** / ** / **   **   **   **   *	
	長㎞、心㎞の算定に使用する。
	(2) 伝送路の各区間における必要心数、条数は、需要数を勘案して算定し、光ケーブ
	較し、より安価なものを選択することとする。
	該区間をメタルケーブル、光ケーブルのいずれが設備管理運営費がより低くなるかを比
いては 当     (4) (3)に下り 望むケーブラから帯下ケーブラに聞き描さらささケケーブラにくいては 当	(4) (3)により、架空ケーブルから地下ケーブルに置き換えられたケーブルについては、
	<i>∞</i> °
ることとす	装置を設置する局から近いものであり、かつ、敷設条数が多いものを優先すること
<u>換えを行うケーブルは、加入者交換機又は遠隔収容装置</u> を設置する局から近いものであ	置換えを行うケーブルは、加入者交換機 <u>、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容</u>
き換える。 (3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換える置	(3) 局ごとケーブル地中化率に達するまで、架空ケーブルを地下ケーブルに置き換え
エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。	エ 地下光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
ウ・地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。	ウ 地下メタルケーブル及び地下光ケーブルを設置する。
イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。	イ 架空光ケーブル及びき線点遠隔収容装置を設置する。
アー架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。	ア 架空メタルケーブル及び架空光ケーブルを設置する。
なものは除く。	なものは除く。
選択不可能   合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能	合せを選択する。ただし、ケーブルの荷重制限及び伝送路距離制限により、選択不可能を受ける。
くなる組み 曹 (滅価償却費と施設保全費の合計。以下この項において同じ。)が最も低くなる組み	費(減価償却費と施設保全費の合計。以下この項において同じ。)が最も低くなる
設備管理運営     (2) (1)によりき線亘長kmが確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理運営	(2) (1)によりき線亘長kmが確定した後、伝送路ごとに次の組合せの中から、設備管理)
	を算定する。
き線冝長km   に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線冝長kmを算定する。	線点までの間のき線設備の算定に当たっては、需要の分布に合わせて適切なき線亘長km
る局からき (1) 加入者交換機 <mark>又は遠隔収容装置</mark> を設置する局からき線点までの間のき線設備の算定	(1) 加入者交換機、局設置遠隔収容装置又は局設置簡易遠隔収容装置を設置する局か
2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定	2 き線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定
空ケーブルの追加地中化処理を行う。	中化率に達しない場合は、配線架空ケーブルの追加地中化処理を行う。
ケーブル地 のき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブル地中化率に達しない場合は、配線架	する。ただし、2(3)において <u>全て</u> のき線架空ケーブルを地中化しても局ごとケーブ,
基に算定 置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定する。ただし、2(3)において <u>すべて</u>	<u>又は局設置簡易遠隔収容装置</u> を設置する局ごとに与えられた配線地下比率を基に算定
<u>隔収容装置</u> (2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長kmは、加入者交換機 <u>又は遠隔収容装置</u> を設	(2) 架空光ケーブル及び地下光ケーブルの延長kmは、加入者交換機 <u>、局設置遠隔収容装置</u>
定する。	定する。
、心kmを算 勘案して算定する。当該ケーブル心数、条数を用いて、光ケーブルの延長km、心kmを算	勘案して算定する。当該ケーブル心数、条数を用いて、光ケーブルの延長km、心km:
回線需要数を   適用し、配線光ケーブルの亘長kmを算定する。ケーブルの心数、条数は、回線需要数を	適用し、配線光ケーブルの亘長kmを算定する。ケーブルの心数、条数は、回線需要
パターンを / / ル (1) き線点から先の配線設備の算定にあたっては、あらかじめ準備された配線パターンを /	(1) き線点から先の配線設備の算定にあたっては、あらかじめ準備された配線パター:
加入系光ケーブ 1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定	加入系光ケーブ 1 配線設備に設置する光ケーブルの設備量の算定
×当該種別地下メタルケーブル延長km単価	×当該種別地下メタルケーブル延長km単価
+当該種別地下メタルケーブル延長km	+当該種別地下メタルケーブル延長km
×当該種別地下メタルケーブル対km単価	×当該種別地下メタルケーブル対km単価

+ 中継系地下光ケーブル心km	+ 中継系地下光ケーブル心km
×中継系架空光ケーブル延長km単価	×中継系架空光ケーブル延長km単価
+ 中継系架空光ケーブル延長km	+中継系架空光ケーブル延長km
×中継系架空光ケーブル心km単価	×中継系架空光ケーブル心km単価
=中継系架空光ケーブル心km	=中継系架空光ケーブル心km
局ごと光ケーブル投資額	局ごと光ケーブル投資額
局ごとの光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。	ごとの光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定する。
長kmの合計を求め、次の算定式により、局ごと光ケーブル投資額を算定し、 <mark>すべて</mark> の局の	長㎞の合計を求め、次の算定式により、局ごと光ケーブル投資額を算定し、全ての局の局
前項の規定に基づき算定した設備量を基に、局ごとに光ケーブル心km及び光ケーブル延	前項の規定に基づき算定した設備量を基に、局ごとに光ケーブル心km及び光ケーブル延
3         投資額の算定	4         投資額の算定
を帰属する。	を帰属する。
必要なケーブル設備量を算定し、交換機設置局ごとに必要となる伝送容量に応じて設備量	必要なケーブル設備量を算定し、交換機設置局ごとに必要となる伝送容量に応じて設備量
網構成(交換機設置局間の伝送路の構成)ごとに、必要となる伝送装置の量を勘案し、	網構成(交換機設置局間の伝送路の構成)ごとに、必要となる伝送装置の量を勘案し、
2 交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定	3 交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定
局に必要となる多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。	び当該局に必要となる多重変換装置数を勘案し、必要な光ケーブル設備量を算定する。
遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット数及び当該	局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット数及
	)
1 遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算定	2 局設置遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量の算
	設備量を算定する。
	数及び当該局に設置する局設置簡易遠隔収容装置ユニット数を勘案し、必要な光ケーブル
	局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に帰属するき線点遠隔収容装置ユニット
)TV	<u>の算定</u> <u>の算定</u>
中継系光ケーブ	中継系光ケーブ 1 局設置簡易遠隔収容装置設置局〜加入者交換機設置局間に設置する光ケーブル設備量
×加入系地下光ケーブル延長km単価	×加入系地下光ケーブル延長km単価
+加入系地下光ケーブル延長km	+加入系地下光ケーブル延長km
×加入系地下光ケーブル心km単価	×加入系地下光ケーブル心km単価
+加入系地下光ケーブル心km	+加入系地下光ケーブル心km
×加入系架空光ケーブル延長km単価	×加入系架空光ケーブル延長km単価
+加入系架空光ケーブル延長km	+加入系架空光ケーブル延長km
×加入系架空光ケーブル心km単価	×加入系架空光ケーブル心km単価
=加入系架空光ケーブル心km	=加入系架空光ケーブル心km
局ごと光ケーブル投資額	局ごと光ケーブル投資額
定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。	る。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。
投資額を算定し、 <u>すべて</u> の局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算	資額を算定し、全ての局の局ごと光ケーブル投資額を合算して光ケーブル投資額を算定す
ーブル心km及び光ケーブル延長kmの合計を求め、次の算定式により、局ごとの光ケーブル	ブル心km及び光ケーブル延長kmの合計を求め、次の算定式により、局ごとの光ケーブル投

する。	న <sub>ం</sub>
ケーブル投資額と無中継海底光ケーブル投資額を合算して、海底光ケーブル投資額を算定	ープル投資額と無中継海底光ケーブル投資額を合算して、海底光ケーブル投資額を算定す
額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、すべての局の局ごと有中継海底光	額及び無中継海底光ケーブル投資額をそれぞれ算定し、全ての局の局ごと有中継海底光ケ
ーブル心kmをそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資	ーブル心kmをそれぞれ合計し、以下の算定式により、局ごとの有中継海底光ケーブル投資
局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケ	局ごとに、前項の規定に基づき算定した有中継海底光ケーブル心km及び無中継海底光ケ
2 投資額の算定	2 投資額の算定
つに案分する。	っに案分する。
(3) (1)及び(2)で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二分の一ず	(3) (1)及び(2)で算定した海底光ケーブルの設備量は、当該区間の両端の各局で二分の一ず
ープル残り心線心kmとする。	ープル残り心線心kmとする。
継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケ	継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを無中継海底光ケ
中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中	中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を無中
乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線心kmとする。また、必要心線数から無	乗じたものを無中継海底光ケーブル最大規格心線心kmとする。また、必要心線数から無
ものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線必線数とする。これに更に当該局間里程を	ものを、無中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を
光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じた	光ケーブル条数より1を減じた条数に、無中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じた
ものとする。)を当該局間の無中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の無中継海底	ものとする。)を当該局間の無中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の無中継海底
無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げる	無中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げる
底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を	底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数を
(2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海	(2) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離以下の場合、当該区間は無中継海
ープル残り心線心kmとする。	ープル残り心線心kmとする。
継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケ	継海底光ケーブル残り心線数とし、これに当該局間里程を乗じたものを有中継海底光ケ
中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中	中継海底光ケーブル最大規格心線心線数を引いたものの直近上位の規格心線数を有中
乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心kmとする。また、必要心線数から有	乗じたものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心kmとする。また、必要心線数から有
たものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を	たものを有中継海底光ケーブル最大規格心線心線数とする。これに更に当該局間里程を
底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ	底光ケーブル条数より1を減じた条数に有中継海底光ケーブル最大規格心線数を乗じ
るものとする。)を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海	るものとする。)を当該局間の有中継海底光ケーブル条数とする。当該局間の有中継海
を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げ	を有中継海底光ケーブル最大規格心線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げ
海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数	海底光ケーブルを使用することとし、当該局間の通信量を勘案して算定した必要心線数
(1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間は有中継	(1) 当該局間里程が海底中間中継伝送装置最大中継距離を超える場合、当該区間は有中継
ケーブル設備量を以下の手順で算定する。	
設置局〜加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局〜中継交換機設置局間の海底光	の手順で算定する。
区間設備として海底光ケーブルが指定されている <mark>遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置</mark>	区間設備として海底光ケーブルが指定されている局間の海底光ケーブル設備量を以下
海底光ケーブル         1         設備量の算定	海底光ケーブル   1   設備量の算定
×中継系地下光ケーブル延長km単価	×中継系地下光ケーブル延長km単価
十中継系地下光ケーブル延長km	+ 中継系地下光ケーブル延長km
×中継系地下光ケーブル心km単価	×中継系地下光ケーブル心km単価

		替装置架数とする。	
ト数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、変復調回線切	J	ト数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、変復調回線切	
(2) (1)で算定した変復調回線切替装置ユニット数を変復調回線切替装置架当たりユニ		(2) (1)で算定した変復調回線切替装置ユニット数を変復調回線切替装置架当たりユニッ	
る。)を、変復調回線切替装置ユニット数とする。		る。)を、変復調回線切替装置ユニット数とする。	
当たり最大収容 52Mパス数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとす		当たり最大収容 52Mパス数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとす	
(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた 52Mパス数を変復調回線切替装置ユニット		(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた 52Mパス数を変復調回線切替装置ユニット	
設備量を以下の手順で算定する。			
加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局~中継交換機設置局間ごとに、無線伝送設備		以下の手順で算定する。	
区間設備として無線通信が指定されている <u>遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置</u> 局~		区間設備として無線通信が指定されている <u>区間の両端の局</u> ごとに、 <u>無線伝送装置設備量</u> を	
1 設備量の算定	無線伝送設備	1 設備量の算定	無線伝送装置
×海底中間中継伝送装置用給電装置単価		×海底中間中継伝送装置用給電装置単価	
+海底中間中継伝送装置用給電装置数		+海底中間中継伝送装置用給電装置数	
×海底中間中継伝送装置単価		×海底中間中継伝送装置単価	
=海底中間中継伝送装置数		= 海底中間中継伝送装置数	
局ごと海底中間中継伝送装置投資額		局ごと海底中間中継伝送装置投資額	
額を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。		を合算し、海底中間中継伝送装置投資額を算定する。	
との海底中間中継伝送装置投資額を求め、すべての局の局ごと海底中間中継伝送装置投資	ДШ	との海底中間中継伝送装置投資額を求め、 <u>全て</u> の局の局ごと海底中間中継伝送装置投資額	
次の算定式により、前項の規定に基づき算定した海底中間中継伝送装置数を用いて局ご	. ,	次の算定式により、前項の規定に基づき算定した海底中間中継伝送装置数を用いて局ご	
2 投資額の算定		2 投資額の算定	
継海底光ケーブル条数を乗じたものを当該局間の海底中間中継伝送装置数とする。			
もの(1に満たない端数は、切り捨てるものとする。)を区間中継数とする。		を乗じたものを当該局間の海底中間中継伝送装置数とする。	
海底光ケーブルを使用する場合、局間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除した		数は、切り捨てるものとする。)を区間中継数とする。これに有中継海底光ケーブル条数	
設置局〜加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局〜中継交換機設置局間で有中継		する場合、局間里程を海底中間中継伝送装置最大中継距離で除したもの(1に満たない端	
区間設備として海底光ケーブルが指定されている <u>遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置</u>	送装置	区間設備として海底光ケーブルが指定されている局間で有中継海底光ケーブルを使用	送装置
1   設備量の算定	海底中間中継伝	1 設備量の算定	海底中間中継伝
×無中継海底光ケーブル延長km単価		×無中継海底光ケーブル延長km単価	
+無中継海底光ケーブル延長km		+無中継海底光ケーブル延長km	
×無中継衛底光ケーブル心km単価		×無中継海底光ケーブル心km単価	
=無中継海底光ケーブル心km		=無中継補底光ケーブル心km	
局ごと無中継海底光ケーブル投資額		局ごと無中継海底光ケーブル投資額	
×有中継海底光ケーブル延長km単価		×有中継海底光ケーブル延長km単価	
+有中継海底光ケーブル延長km		+有中継海底光ケーブル延長km	
×有中継海底光ケーブル心km単価		×有中継海底光ケーブル心km単価	
=有中継海底光ケーブル心km		=有中継海底光ケーブル心km	
局ごと有中継海底光ケーブル投資額		局ごと有中継海底光ケーブル投資額	

を、当該局の地上設置用鉄塔数とし、当該局が無線併設局に該当する場合、アンテナ数を		当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り
( H ( ) 三 ( ) 9 ( ) 三 ( ) 2 ( ) H ( ) 9 ( ) 1 ( ) 9 ( ) 1 ( ) 9 ( ) 1 ( ) 1 ( ) 9 ( ) 1 (		9 0 2 1 7 9 8 7 4 7 1 五交运 2 2 3 1 5 4 四/13岁 2 5 8 7 7 2 1 五交运 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		経示 「イ殊対裁田團읂1年の当経に 女( ソナイ
<u>換機設置局及び中継交換機設置</u> 局ごとに、当該局が無線単独局に該当する場合、アンテナ		に該当する場合、アンテナ数を最大アンテナ搭載数で除したもの(1に満たない端数は、
区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の <u>遠隔収容装置設置局、加入者交</u>		区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、当該局が無線単独局
1 設備量の算定	無線鉄塔	無線鉄塔     1 設備量の算定
局ごとアンテナ投資額=アンテナ数×アンテナ単価		局ごとアンテナ投資額=アンテナ数×アンテナ単価
資額を算定する。		額を算定する。
アンテナ投資額を算定し、 <u>すべて</u> の局の局ごとアンテナ投資額を合算し、無線アンテナ投		アンテナ投資額を算定し、 $全て$ の局の局ごとアンテナ投資額を合算し、無線アンテナ投資
局ごとに、前項の規定に基づき算定したアンテナ数を用いて次の算定式により、局ごと		局ごとに、前項の規定に基づき算定したアンテナ数を用いて次の算定式により、局ごと
2 投資額の算定		2 投資額の算定
当たりアンテナ数を乗じたものを、当該局のアンテナ数とする。		∾° °
換機設置局及び中継交換機設置局ごとに、無線通信が指定されている経路数の合計に経路		ている経路数の合計に経路当たりアンテナ数を乗じたものを、当該局のアンテナ数とす
区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の <u>遠隔収容装置設置局、加入者交</u>		区間設備として無線通信が指定されている区間の両端の局ごとに、無線通信が指定され
ナ 1 設備量の算定	無線アンテー	無線アンテナ   1   設備量の算定
×無線送受信装置架単価		×無線送受信装置架単価
+無線送受信装置架数		十無線送受信装置架数
×無線送受信装置ユニット単価		×無線送受信装置ユニット単価
+無線送受信装置ユニット数		+無線送受信装置ユニット数
×変復調回線切替装置架・共通部単価		×変復調回線切替装置架・共通部単価
十変復調回線切替装置架数		十変復調回線切替装置架数
×変復調回線切替装置ユニット単価		×変復調回線切替装置ユニット単価
=変復調回線切替装置ユニット数		=変復調回線切替装置ユニット数
局ごと無線伝送装置投資額		局ごと無線伝送装置投資額
資額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。		額を合算し、無線伝送装置投資額を算定する。
算定式により、局ごと無線伝送装置投資額を算定し、 <mark>すべて</mark> の局の局ごと無線伝送装置投		算定式により、局ごと無線伝送装置投資額を算定し、全ての局の局ごと無線伝送装置投資
局ごとに、前項の規定に基づき算定した変復調回線切替装置ユニット数等を用いて次の		局ごとに、前項の規定に基づき算定した変復調回線切替装置ユニット数等を用いて次の
2 投資額の算定		2 投資額の算定
付けるものとする。		付けるものとする。
(5) (1)~(4)で算定した各設備量は、当該区間の両端の各局にそれぞれそのままの量を割り		(5) (1)~(4)で算定した各設備量は、当該区間の両端の各局にそれぞれそのままの量を割り
4 %		する。
したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、無線送受信装置架数と		したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、無線送受信装置架数と
(4) (3)で算定した無線送受信装置ユニット数を無線送受信装置架当たりユニット数で除		(4) (3)で算定した無線送受信装置ユニット数を無線送受信装置架当たりユニット数で除
を、無線送受信装置ユニット数とする。		を、無線送受信装置ユニット数とする。
り最大収容 52Mパス数で除したもの(1 に満たない端数は、切り上げるものとする。)		り最大収容52Mパス数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
(3) 当該局間の通信量を勘案して求められた 52Mパス数を無線送受信装置ユニット当た		(3) 当該局間の通信量を勘案して求められた 52Mパス数を無線送受信装置ユニット当た

+衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価		+衛星アンテナ数×衛星アンテナ単価
×衛星送受信装置架単価		×衛星送受信装置架単価
+衛星送受信装置架数		+衛星送受信装置架数
×TDMA装置架単価		×TDMA装置架単価
+ TDMA装置架数		+TDMA装置架数
×トランスポンダ単価		×トランスポンダ単価
=トランスポンダ数		=トランスポンダ数
局ごと衛星通信設備投資額		局ごと衛星通信設備投資額
し、衛星通信設備投資額を算定する。		衛星通信設備投資額を算定する。
り、局ごと衛星通信設備投資額を算定し、 <mark>すべて</mark> の局の局ごと衛星通信設備投資額を合算		り、局ごと衛星通信設備投資額を算定し、全ての局の局ごと衛星通信設備投資額を合算し、
局ごとに、前項の規定に基づき算定したトランスポンダ数等を用いて次の算定式によ		局ごとに、前項の規定に基づき算定したトランスポンダ数等を用いて次の算定式によ
2 投資額の算定		2 投資額の算定
(5) 本土側地球局1局ごとに、衛星回線制御装置架数は1組とする。		(5) 本土側地球局1局ごとに、衛星回線制御装置架数は1組とする。
(4) 地球局1局ごとに、アンテナ数は2とする。		(4) 地球局1局ごとに、アンテナ数は2とする。
端数は、切り上げるものとする。)2を乗じたものを、衛星送受信装置架数とする。		端数は、切り上げるものとする。) 2を乗じたものを、衛星送受信装置架数とする。
(3) 地球局必要回線数を衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除して(1 に満たない		(3) 地球局必要回線数を衛星送受信装置架当たり最大収容回線数で除して(1に満たない
数は、切り上げるものとする。) 2を乗じたものを、TDMA装置架数とする。		数は、切り上げるものとする。) 2を乗じたものを、TDMA装置架数とする。
(2) 地球局必要回線数をTDMA装置架当たり最大収容回線数で除して(1に満たない端		(2) 地球局必要回線数をTDMA装置架当たり最大収容回線数で除して(1に満たない端
当たり最大接続可能回線数で除して2を乗じたものを、トランスポンダ数とする。		当たり最大接続可能回線数で除して2を乗じたものを、トランスポンダ数とする。
じたものを地球局必要回線数とする。この地球局必要回線数の総和を1トランスポンダ		じたものを地球局必要回線数とする。この地球局必要回線数の総和を1トランスポンダ
(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた 52Mパス数にチャネル切上単位 (52M) を乗		(1) 当該局間の通信量を勘案して求められた 52Mパス数にチャネル切上単位 (52M) を乗
設備設備量を以下の手順で算定する。		
<u>〜加入者交換機設置局間又は加入者交換機設置局〜中継交換機設置局間</u> ごとに、衛星通信		を以下の手順で算定する。
区間設備として衛星通信が指定されている <u>遠隔収容装置設置局間、遠隔収容装置設置局</u>		区間設備として衛星通信が指定されている <mark>区間の両端の局</mark> ごとに、衛星通信設備設備量
1 設備量の算定	衛星通信設備	衛星通信設備 1 設備量の算定 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
×地上設置用鉄塔単価		×地上設置用鉄塔単価
十地上設置用鉄塔数		十地上設置用鉄塔数
×屋上設置用鉄塔単価		×屋上設置用鉄塔単価
=屋上設置用鉄塔数		=屋上設置用鉄塔数
局ごと鉄塔投資額		局ごと鉄塔投資額
投資額を算定し、 <u>すべて</u> の局の局ごと鉄塔投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。		投資額を算定し、全ての局の局ごと鉄塔投資額を合算し、無線鉄塔投資額を算定する。
局ごとに、前項の規定に基づき算定した鉄塔数を用いて次の算定式により、局ごと鉄塔		局ごとに、前項の規定に基づき算定した鉄塔数を用いて次の算定式により、局ごと鉄塔
2 投資額の算定		2 投資額の算定
当該局の屋上設置用鉄塔数とする。		
最大アンテナ搭載数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、		上げるものとする。)を、当該局の屋上設置用鉄塔数とする。

2 投資額の算定	2 投資額の算定
ి .	° °
管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除す	管路、共同溝、とう道、電線共同溝、自治体管路、情報ボックスを適用した区間は控除す
管路条km及びインナーパイプ延長kmとする。なお、管路亘長km、管路条kmからは、中口径	管路条km及びインナーパイプ延長kmとする。なお、管路亘長km、管路条kmからは、中口径
該敷設区間の管路条km及びインナーパイプ延長kmとし、局ごとに合算したものを当該局の	該敷設区間の管路条km及びインナーパイプ延長kmとし、局ごとに合算したものを当該局の
区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当	区間の里程に管路の敷設条数及びインナーパイプの敷設条数を乗じたものを、それぞれ当
設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設	設条数を算定する。地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設
ーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷	ーブルの設備量及び多条敷設の可否を勘案して、管路の敷設条数及びインナーパイプの敷
路亘長kmとする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケ	路亘長㎞とする。また、当該敷設区間ごとに、敷設する地下メタルケーブル及び地下光ケ
局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管	局ごとに、地下メタルケーブル及び地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管
加入系管路 1 設備量の算定 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	加入系管路 1 設備量の算定 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
×電柱共架率	×電柱共架率
×中継系電柱単価	<ul><li>×中継系電柱単価</li></ul>
=中継系電柱本数	= 中継系電柱本数
局ごと中継系電柱投資額	局ごと中継系電柱投資額
都道府県の電柱共架率を使用する。	道府県の電柱共架率を使用する。
<u>すべて</u> の局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する	全ての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都
次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、	次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、
2 投資額の算定	2 投資額の算定
該局に帰属する中継系電柱本数とする。	該局に帰属する中継系電柱本数とする。
局ごとに、中継系管路亘長kmに中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したものを、当	局ごとに、中継系管路亘長kmに中継線路架空比率を乗じて電柱間隔で除したものを、当
中継系電柱       1       設備量の算定	継系電柱     1 設備量の算定
×電柱共架率	× 電柱共架率 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
×加入系電柱単価	×加入系電柱単価
=加入系電柱本数	=加入系電柱本数
局ごと加入系電柱投資額	局ごと加入系電柱投資額
都道府県の単価、及び共架率を使用する。	道府県の単価、及び共架率を使用する。
<u>すべて</u> の局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する	全ての局の局ごと電柱投資額を合算し、電柱投資額を算定する。この場合、局が属する都
次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、	次の算定式により、前項の規定に基づき算定した本数を用い局ごと電柱投資額を求め、
2 投資額の算定	2 投資額の算定
除したものを、当該局の電柱本数とする。	除したものを、当該局の電柱本数とする。
局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で	局ごとに、架空メタルケーブル及び架空光ケーブルの敷設区間里程の総和を電柱間隔で
加入系電柱 1 設備量の算定 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	加入系電柱     1 設備量の算定
×衛星回線制御装置架単価	×衛星回線制御装置架単価 × 衛星回線制御装置架単価
+衛星回線制御装置架数	十衛星回線制御装置架数

2 投資額の算定		2 投資額の算定	
		kmを算定する。	
(3) 中口径管路亘長kmから、中継系中口径管路亘長kmを控除して、加入系中口径管路亘長		(3) 中口径管路亘長kmから、中継系中口径管路亘長kmを控除して、加入系中口径管路亘長	
口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。		口径管路適用管路数を超える区間が残っている場合には、中口径管路を追加適用する。	
(2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路・共同溝・とう道を適用した後、管路条数が中		(2) 端末系伝送路のき線部分に中口径管路・共同溝・とう道を適用した後、管路条数が中	
き線中口径管路亘長㎞とする。		き線中口径管路亘長kmとする。	
(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線中口径管路適用率を乗じたものを	路	(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線中口径管路適用率を乗じたものを	器
1 設備量の算定	加入系中口径管	1 設備量の算定	加入系中口径管
×中継系管路亘長km当たり単価		×中継系管路亘長km当たり単価	
十中継系管路亘長㎞		十中継系管路互長km	
×中継系管路条km当たり単価		×中継系管路条km当たり単価	
=中継系管路条km		=中継系管路条km	
局ごと管路投資額		局ごと管路投資額	
の場合、局が属する都道府県の単価を使用する。		場合、局が属する都道府県の単価を使用する。	
管路投資額を求め、 <u>すべて</u> の局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。こ		管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この	
次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路互長km及び管路条kmを用い局ごと		次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路互長km及び管路条kmを用い局ごと	
2 投資額の算定		2 投資額の算定	
路条㎞を算定する。		路条㎞を算定する。	
溝、とう道を適用した区間は控除する。局の中継容量に応じて、局ごとの管路互長㎞、管		溝、とう道を適用した区間は控除する。局の中継容量に応じて、局ごとの管路互長km、管	
ものを当該局の管路条kmとする。なお、管路亘長km、管路条kmからは、中口径管路、共同		ものを当該局の管路条kmとする。なお、管路亘長km、管路条kmからは、中口径管路、共同	
に管路の敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の管路条kmとし、都道府県ごとに合算した		に管路の敷設条数を乗じたものを当該敷設区間の管路条kmとし、都道府県ごとに合算した	
路の敷設条数を算定する。中継系地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程		路の敷設条数を算定する。中継系地下光ケーブルの敷設区間ごとに、当該敷設区間の里程	
する。また、当該敷設区間ごとに、敷設する中継系地下光ケーブルの設備量を勘案して管		する。また、当該敷設区間ごとに、敷設する中継系地下光ケーブルの設備量を勘案して管	
都道府県ごとに、中継系地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路亘長㎞と		都道府県ごとに、中継系地下光ケーブルの敷設区間里程の総和を当該局の管路互長kmと	
1 設備量の算定	中継系管路	1 設備量の算定	中継系管路
×インナーパイプ延長km当たり単価		×インナーパイプ延長km当たり単価	
+インナーパイプ延長km		+インナーパイプ延長km	
×加入系管路亘長km当たり単価		×加入系管路亘長km当たり単価	
十加入系管路亘長km		+加入系管路亘長km	
×加入系管路条km当たり単価		×加入系管路条km当たり単価	
=加入系管路条km		=加入系管路条km	
局ごと管路投資額		局ごと管路投資額	
の場合、局が属する都道府県の単価を使用する。		場合、局が属する都道府県の単価を使用する。	
管路投資額を求め、 <mark>すべて</mark> の局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。こ		管路投資額を求め、全ての局の局ごと管路投資額を合算し、管路投資額を算定する。この	
次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路亘長km及び管路条kmを用い局ごと		次の算定式により、前項の規定に基づき算定した管路互長km及び管路条kmを用い局ごと	

局ごと中継系共同溝投資額を算定し、 <mark>すべて</mark> の局の局ごと中継系共同溝投資額を合算し、		局ごと中継系共同溝投資額を算定し、 <mark>全て</mark> の局の局ごと中継系共同溝投資額を合算し、中	
局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系共同溝亘長kmを用い、次の算定式により、		局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系共同溝亘長kmを用い、次の算定式により、	
2 投資額の算定		2 投資額の算定	
共同溝亘長kmに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系共同溝亘長kmを算定する。		共同溝亘長kmに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系共同溝亘長kmを算定する。	
1 設備量の算定	中継系共同溝	1 設備量の算定	中継系共同溝
×共同溝亘長km当たり単価		×共同溝亘長km当たり単価	
=加入系共同溝亘長km		=加入系共同溝亘長km	
局ごと加入系共同溝投資額		局ごと加入系共同溝投資額	
<i>⊗</i> ′			
加入系共同溝投資額を算定する。この場合において、局が属する都道府県の単価を使用す		入系共同溝投資額を算定する。この場合において、局が属する都道府県の単価を使用する。	
局ごと加入系共同溝投資額を算定し、 <mark>すべて</mark> の局の局ごと加入系共同溝投資額を合算し、		局ごと加入系共同溝投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系共同溝投資額を合算し、加	
局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系共同溝亘長kmを用い、次の算定式により、		局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系共同溝亘長kmを用い、次の算定式により、	
2 投資額の算定		2 投資額の算定	
(2) 共同溝亘長kmから、中継系共同溝亘長kmを控除して、加入系共同溝亘長kmを算定する。		(2) 共同溝亘長kmから、中継系共同溝亘長kmを控除して、加入系共同溝亘長kmを算定する。	
共同溝亘長kmとする。		共同溝亘長kmとする。	
(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線共同溝適用率を乗じたものをき線		(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線共同溝適用率を乗じたものをき線	
1 設備量の算定	加入系共同溝	1 設備量の算定	加入系共同溝
×中口径管路亘長km当たり単価		×中口径管路亘長km当たり単価	
=中継系中口径管路亘長km		=中継系中口径管路亘長km	
局ごと中継系中口径管路投資額		局ごと中継系中口径管路投資額	
価を使用する。		を使用する。	
資額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単		額を合算し、中継系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価	
より、局ごと中継系中口径管路投資額を算定し、 <u>すべて</u> の局の局ごと中継系中口径管路投		より、局ごと中継系中口径管路投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系中口径管路投資	
局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系中口径管路亘長kmを用い、次の算定式に		局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系中口径管路亘長㎞を用い、次の算定式に	
2 投資額の算定		2 投資額の算定	
° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° ° °		No.	
中口径管路亘長㎞に、中継系管路条数比率を乗じて、中継系中口径管路亘長㎞を算定す	路	中口径管路亘長kmに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系中口径管路亘長kmを算定す	路
1 設備量の算定	中継系中口径管	1 設備量の算定	中継系中口径管
×中口径管路亘長km当たり単価		×中口径管路亘長km当たり単価	
=加入系中口径管路亘長km		=加入系中口径管路亘長km	
局ごと加入系中口径管路投資額		局ごと加入系中口径管路投資額	
価を使用する。		を使用する。	
資額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単		額を合算し、加入系中口径管路投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価	
より、局ごと加入系中口径管路投資額を算定し、 <u>すべて</u> の局の局ごと加入系中口径管路投		より、局ごと加入系中口径管路投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系中口径管路投資	
局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系中口径管路亘長kmを用い、次の算定式に		局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系中口径管路亘長㎞を用い、次の算定式に	

局ごと電線共同溝投資額	l:	局ごと電線共同溝投資額	
正する。 10%台、 同か属する都追桁県の単価を使用する。 		する。この場合、同か属する都追桁県の単価を使用する。	
:算定し、 <u>すべて</u> の局の局ごと電飙共同溝 この場合、日が屋より柳港内場の送ケナ		関を算定し、	
		)を当該局の電線共同溝延長㎞とし、次の算定ヲ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		当項の規定に強力で昇圧したで家画際共同再選及M及び配際、、・・・・ ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2		質額の昇足がはなる事が	
西盆鳴盆 十回海路 一門 マイス・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック・ロック		7、《五岁兼四丰郑谢郑明,《四月》	
端末系伝法路のうち、配		端末系伝送路のうち、配	
き線電線共同溝延長kmとする。		き線電線共同溝延長kmとする。	
(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線電線共同溝適用率を乗じたものを		(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線電線共同溝適用率を乗じたものを	
1 設備量の算定	電線共同溝	1 設備量の算定	電線共同溝
×とう道亘長km当たり単価		×とう道亘長km当たり単価	
=中継系とう道冝長km		=中継系とう道亘長km	
局ごと中継系とう道投資額		局ごと中継系とう道投資額	
中継系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。		継系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。	
局ごと中継系とう道投資額を算定し、 <u>すべて</u> の局の局ごと中継系とう道投資額を合算し、		局ごと中継系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと中継系とう道投資額を合算し、中	
局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系とう道冝長kmを用い、次の算定式により、		局ごとに、前項の規定に基づき算定した中継系とう道亘長kmを用い、次の算定式により、	
2 投資額の算定		2 投資額の算定	
とう道冝長kmに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系とう道冝長kmを算定する。		とう道冝長kmに、中継系管路条数比率を乗じて、中継系とう道冝長kmを算定する。	
道 1 設備量の算定	中継系とう道	道 1 設備量の算定	中継系とう道
×とう道亘長km当たり単価		×とう道亘長km当たり単価	
=加入系とう道冝長km		=加入系とう道冝長km	
局ごと加入系とう道投資額		局ごと加入系とう道投資額	
加入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。		入系とう道投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。	
局ごと加入系とう道投資額を算定し、 <mark>すべて</mark> の局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、		局ごと加入系とう道投資額を算定し、全ての局の局ごと加入系とう道投資額を合算し、加	
局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系とう道直長㎞を用い、次の算定式により、		局ごとに、前項の規定に基づき算定した加入系とう道冝長kmを用い、次の算定式により、	
2 投資額の算定		2 投資額の算定	
(2) とう道冝長kmから、中継系とう道冝長kmを控除して、加入系とう道冝長kmを算定する。		(2) とう道冝長kmから、中継系とう道冝長kmを控除して、加入系とう道冝長kmを算定する。	
とう道冝長kmとする。		とう道冝長kmとする。	
(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線とう道適用率を乗じたものをき線		(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路亘長kmにき線とう道適用率を乗じたものをき線	
道 1 設備量の算定	加入系とう道	道   1   設備量の算定	加入系とう道
×共同溝亘長km当たり単価		×共同溝亘長km当たり単価	
=中継系共同溝亘長km		=中継系共同溝亘長km	
局ごと中継系共同溝投資額		局ごと中継系共同溝投資額	
中継系共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。		継系共同溝投資額を算定する。この場合、局が属する都道府県の単価を使用する。	

84	算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容	
端装置投資額を合算し、総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を算定する。この場合、	端装置投資額を算定し、全ての局の局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額を合	
通信局内回線終端装置投資額を算定し、すべての局の局ごと総合デジタル通信局内回線終	通信局内回線終端装置数を用い、次の算定式により、局ごと総合デジタル通信局内回線終	
<u>の総合デジタル通信局内回線終端装置数を用い、次の算定式により、局ごと総合デジタル</u>	遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数又は加入者交換機の総合デジタル	
線終端装置数、遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数、又は加入者交換機	線終端装置数、局設置簡易遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数、局設置	
局ごとに、前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回	局ごとに、前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置の総合デジタル通信局内回	
2 投資額の算定	<b>2 投資額の算定</b>	
線終端装置数とする。	線終端装置数とする。	
総合デジタル通信回線及びPHS回線の数の総和を当該局の総合デジタル通信局内回	総合デジタル通信回線及びPHS回線の数の総和を当該局の総合デジタル通信局内回	
(3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容する第一種	4 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容する第一種	
線終端装置数とする。	ル通信局内回線終端装置数とする。	
総合デジタル通信回線及びPHS回線の数の総和を当該局の総合デジタル通信局内回	容する第一種総合デジタル通信回線及びPHS回線の数の総和を当該局の総合デジタ	
(2) 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている遠隔収容装置が収容する第一種	(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収	
	線終端装置数とする。	
	装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を当該局の総合デジタル通信局内回	
	(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易遠隔収容	
装置 当該装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。	当該装置の総合デジタル通信局内回線終端装置数とする。	, 間
信局内回線終端 (1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を	7回線終端 (1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容する第一種総合デジタル通信回線の数を	信局内回線終端
総合デジタル通 1 設備量の算定	デジタル通   1   設備量の算定	総合デジタル通
情報ボックスは国の資産であり、投資額は算定しない。	情報ボックスは国の資産であり、投資額は算定しない。	
2 投資額の算定	2 投資額の算定	
を配線情報ボックス延長kmとする。	を配線情報ボックス延長kmとする。	
(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線情報ボックス適用率を乗じたもの	(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線情報ボックス適用率を乗じたもの	
をき線情報ボックス延長kmとする。	をき線情報ボックス延長kmとする。	
(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線情報ボックス適用率を乗じたもの	(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線情報ボックス適用率を乗じたもの	
情報ボックス   1   設備量の算定	ボックス     1 設備量の算定	情報ボック
自治体管路は自治体の資産であり、投資額は算定しない。	自治体管路は自治体の資産であり、投資額は算定しない。	
2 投資額の算定	2 投資額の算定	
配線自治体管路延長kmとする。	配線自治体管路延長kmとする。	
(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線自治体管路適用率を乗じたものを	(2) 端末系伝送路のうち、配線部分の管路延長kmに配線自治体管路適用率を乗じたものを	
き線自治体管路延長kmとする。	き線自治体管路延長kmとする。	
(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線自治体管路適用率を乗じたものを	(1) 端末系伝送路のうち、き線部分の管路延長kmにき線自治体管路適用率を乗じたものを	
自治体管路         1         設備量の算定	x管路     1 設備量の算定	自治体管路
×電線共同溝延長km当たり単価	×電線共同溝延長km当たり単価	
=電線共同溝延長km	=電線共同溝延長km	

		+加入者交換機アナログ局内回線収容部数	
×加入者交換機アナログ局内回線収容部単価		浴炭	
4 17 7 水水海蒸アナログ島内回館17 次改巻			
×遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価	部単価	×局設置簡易遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価	
土遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数	<u></u>	+局設置簡易遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数	
×き線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価		×き線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部単価	
<u>=き線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数</u>		=き線点遠隔収容装置アナログ局内回線収容部数	
局ごとアナログ局内回線収容部投資額		局ごとアナログ局内回線収容部投資額	
府県の単価を使用する。	単価を使用する。	置のアナログ局内回線収容部については局が属する都道府県の単価を使用する。	
る。この場合、き線点遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部については局が属する都道	の場合、き線点遠隔収容装	資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定する。この場合	
ごとアナログ局内回線収容部投資額を合算し、アナログ局内回線収容部投資額を算定す	アナログ局内回線収容部投	とアナログ局内回線収容部投資額を算定し、全ての局の局ごとアナロ	
い、次の算定式により、局ごとアナログ局内回線収容部投資額を算定し、すべての局の局	、次の算定式により、局ご	収容部数又は加入者交換機のアナログ局内回線収容部数を用い、次の算定式により、局ご	
容装置のアナログ局内回線収容部数、又は加入者交換機のアナログ局内回線収容部数を用	局設置遠隔収容装置のアナログ局内回線	簡易遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数、局設置遠隔収	
前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ局内回線収容部数、遠隔収	グ局内回線収容部数、局設置	前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ	
2 投資額の算定		2 投資額の算定	
グ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。	°.	グ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。	
(3) 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容するアナロ	普交換機が収容するアナロ	4 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容するアナロ	
グ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。	収容部数とする。	容するアナログ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。	
<u>2</u>    <u>遠隔収容装置設置局ごとに</u> 、当該局に設置されている <u>遠隔収容装置が</u> 収容するアナロ	5周設置遠隔収容装置が収	(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置遠隔収容装置が収	
	局内回線収容部数とする。	装置が収容するアナログ加入者回線の数を当該局のアナログ局内回線収容部数とする。	
	ている局設置簡易遠隔収容	(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている	
のアナログ局内回線収容部数とする。		のアナログ局内回線収容部数とする。	
(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容するアナログ加入者回線の数を当該装置	加入者回線の数を当該装置 線収容部	(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容するアナログ加入者	線収容部
回 1 設備量の算定	アナログ局内回	1 設備量の算定	アナログ局内回
×加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置単価	置単価	×加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置単価	
+加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置数		+加入者交換機総合デジタル通信局内回線終端装置数	
×遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価	終端装置単価	×局設置遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価	
+遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数	端装置数	+局設置遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数	
	回線終端装置単価	×局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価	
	線終端装置数	+局設置簡易遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数	
×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価	終端装置単価	×き線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置単価	
<u>=き線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数</u>	<u>装置数</u>	=き線点遠隔収容装置総合デジタル通信局内回線終端装置数	
局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額		局ごと総合デジタル通信局内回線終端装置投資額	
		4 27 2	
県の単価を使用する。	する都道府県の単価を使用	装置の総合デジタル通信局内回線終端装置については、局が属する都	

上遠隔収容装置アナログ・デジタル回線	計を当該局の加入者交換機中継インタフェース数とする。	
加入者交換回線 1		
単価       土遠隔収容装置アナログ・デジタル回総         ×遠隔収容装置アナログ・デジタル回総       土加入者交換機アナログ・デジタル回総         ×加入者交換機アナログ・デジタル回総       1 設備量の算定	加入者交換機設置局の中継交換機対向パス数及び加入者交換機接続呼中継パス数の合	収容装置
単価       土遠隔収容装置アナログ・デジタル回総         ×遠隔収容装置アナログ・デジタル回総       土加入者交換機アナログ・デジタル回総         ×加入者交換機アナログ・デジタル回総	換回線   1   設備量の算定	加入者交換回線
単価       + 遠隔収容装置アナログ・デジタル回総         × 遠隔収容装置アナログ・デジタル回総       + 加入者交換機アナログ・デジタル回総	×加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部単価	
単価       + 遠隔収容装置アナログ・デジタル回総         ×遠隔収容装置アナログ・デジタル回総	+加入者交換機アナログ・デジタル回線共通部数	
<u>単価</u> <u>+遠隔収容装置アナログ・デジタル回</u>	×局設置遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価	
<u>単価</u>	+局設置遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数	
	×局設置簡易遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価	
	+局設置簡易遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数	
×き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価	×き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部単価	
<u>=き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数</u>	<u>=き線点遠隔収容装置アナログ・デジタル回線共通部数</u>	
局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額	局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額	
	は局が属する都道府県の単価を使用する。	
<u>タル回線共通部については局が属する都道府県の単価を使用する。</u>	額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部について	
<u>デジタル回線共通部投資</u> デジタル回線共通部投資額を算定する。この場合、き線点遠隔収容装置のアナログ・デジ	<u>ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を合算し、アナログ・デジタル回線共通部投資</u>	
し、全ての局の局 <u>を算定し、すべての局の局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を合算し、アナログ・</u>	次の算定式により、局ごとアナログ・デジタル回線共通部投資額を算定し、全ての	
線共通部数を用い、	ログ・デジタル回線共通部数又は加入者交換機のアナログ・デジタル回線共通部数	
	局設置簡易遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、局設置遠隔収容装置のアナ	
タル回線共通部数、 前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通部数、	前項の規定に基づき算定したき線点遠隔収容装置のアナログ・デジタル回線共通	
2         投資額の算定	2 投資額の算定	
部数とする。  グ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。	グ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。	
が収容するアナロ   3 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容するアナロ	4 加入者交換機設置局ごとに、当該局に設置されている加入者交換機が収容するアナロ	
	とする。	
タル回線共通部数 グ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数とする。	容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタル回線共通部数	
<u>同設置遠隔収容装置が</u> 収 <u>(2) 遠隔収容装置設置局ごとに</u> 、当該局に設置されている <u>遠隔収容装置が</u> 収容するアナロ	(3) 局設置遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている <u>局設置遠隔収容</u> 装	
	共通部数とする。	
グ・デジタル回線	装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数を当該局のアナログ・デジタ	
<u> </u>	(2) 局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置されている局設置簡易返	
を当該装置のアナログ・デジタル回線共通部数とする。	を当該装置のアナログ・デジタル回線共通部数とする。	
タル回線共通部の数 タル回線共通部 (1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容するアナログ・デジタル回線共通部の数	(1) き線点遠隔収容装置ごとに、当該装置が収容するアナログ・デジ	タル回線共通部
アナログ・デジ         1         設備量の算定	・デジ     1     設備量の算定	アナログ・デ
	×加入者交換機アナログ局内回線収容部単価	

中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除した	中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計を4で除した	
渡り回線透過率を乗じて2で除したもの。)及び中継交換機渡り県内自局外呼数(同一	渡り回線透過率を乗じて2で除したもの。)及び中継交換機渡り県内自局外呼数(同一	
の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機	の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼数の合計に中継区域内中継交換機	
呼数の合計を4で除したもの。)、中継交換機渡り県間最繁時総呼数(同一中継区域内	呼数の合計を4で除したもの。)、中継交換機渡り県間最繁時総呼数(同一中継区域内	
したもの。)、県内最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外	したもの。)、県内最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局外	
(2) 県間最繁時総呼数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除	(2) 県間最繁時総呼数 (当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼数の合計を2で除	
処理最繁時呼量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。	処理最繁時呼量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。	
したものをいう。)の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大	したものをいう。)の合計を当該局の最繁時呼量とし、最繁時呼量を中継交換機の最大	
外呼量(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を4で除	外呼量(同一中継区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量を4で除	
交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものをいう。)及び中継交換機渡り県内自局	交換機渡り回線透過率を乗じて2で除したものをいう。)及び中継交換機渡り県内自局	
区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継	区域内の当該局に帰属しない加入者交換機設置局の県間呼量の合計に中継区域内中継	
外呼量の合計を4で除したものをいう。)、中継交換機渡り県間最繁時呼量(同一中継	外呼量の合計を4で除したものをいう。)、中継交換機渡り県間最繁時呼量(同一中継	
たものをいう。)、県内最繁時呼量(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局	たものをいう。)、県内最繁時呼量(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県内自局	
(1) 県間最繁時呼量(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼量の合計を2で除し	(1) 県間最繁時呼量(当該局に帰属する加入者交換機設置局の県間呼量の合計を2で除し	
大のものを当該局の中継交換機ユニット数とする。	大のものを当該局の中継交換機ユニット数とする。	
中継交換機設置局ごとに、(1)から(4)までにより求めた中継交換機のユニット数のうち最	中継交換機設置局ごとに、(1)から(4)までにより求めた中継交換機のユニット数のうち最	
中継交換機 1 設備量の算定	継交換機 1 設備量の算定	中継交換
+中継交換機中継インタフェース収容装置投資額	十中継交換機中継インタフェース収容装置投資額	
×中継交換機中継インタフェース単価	×中継交換機中継インタフェース単価	
=中継交換機中継インタフェース数	=中継交換機中継インタフェース数	
局ごと中継交換回線収容装置投資額	局ごと中継交換回線収容装置投資額	
投資額を算定する。	資額を算定する。	
	求め、 <u>全て</u> の局の局ごと中継交換回線収容装置投資額を合算し、中継交換回線収容装置投	
次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと中継交換回線収容装置投資額を	次の算定式により、前項の規定に基づき算定した局ごと中継交換回線収容装置投資額を	
2 投資額の算定	2 投資額の算定	
ス数の合計を当該局の中継交換機中継インタフェース数とする。	ス数の合計を当該局の中継交換機中継インタフェース数とする。	
中継交換機設置局の中継交換機対向パス数を合計したもの)及び中継交換機接続呼中継パ	中継交換機設置局の中継交換機対向パス数を合計したもの)及び中継交換機接続呼中継パ	
中継交換機向けパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向パス数(他	中継交換機向けパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中継交換機対向パス数(他	
容装置中継交換機設置局の加入者交換機対向パス数(当該局に帰属する加入者交換機設置局の	表置 中継交換機設置局の加入者交換機対向パス数 (当該局に帰属する加入者交換機設置局の	谷炭置
中継交換回線収 1 設備量の算定	※交換回線収         1         設備量の算定	中継交換[
+加入者交換機中継インタフェース収容装置投資額	+加入者交換機中継インタフェース収容装置投資額	
×加入者交換機中継インタフェース単価	×加入者交換機中継インタフェース単価	
=加入者交換機中継インタフェース数	=加入者交換機中継インタフェース数	
局ごと加入者交換回線収容装置投資額	局ごと加入者交換回線収容装置投資額	
容装置投資額を算定する。	装置投資額を算定する。	

の信号リンク数とする。		の信号リンク数とする。
端数は、切り上げるものとする。)に、加入者交換機ユニット数を乗じたものを当該局		端数は、切り上げるものとする。)に、加入者交換機ユニット数を乗じたものを当該局
たものを、加入者交換機ユニット数で除し、さらに 3,600 で除したもの(1 に満たない		たものを、加入者交換機ユニット数で除し、さらに 3,600 で除したもの(1 に満たない
当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除し		当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除し
(1) 加入者交換機設置局ごとに、自ユニット内折返し比率分を除いた最繁時総呼数に1呼	幾	機 (1) 加入者交換機設置局ごとに、自ユニット内折返し比率分を除いた最繁時総呼数に1呼
換   1   設備量の算定	信号用中継交換	信号用中継交換 1 設備量の算定
十最繁時呼量×最繁時呼量単価		十最繁時呼量×最繁時呼量単価
+最繁時総呼数×最繁時総呼数単価		十最繁時総呼数×最繁時総呼数単価
+ 中継交換機 52Mパス数×中継交換機 52Mパス単価		+ 中継交換機 52Mパス数× 中継交換機 52Mパス単価
+中継交換機低速パス数×中継交換機低速パス単価		+ 中継交換機低速パス数×中継交換機低速パス単価
×中継交換機ユニット当たり単価		×中継交換機ユニット当たり単価
=中継交換機ユニット数		=中継交換機ユニット数
局ごと中継交換機投資額		局ごと中継交換機投資額
換機投資額を算定する。		機投資額を算定する。
機投資額を求め、		機投資額を求め、全ての中継交換機設置局の局ごと中継交換機投資額を合算し、中継交換
次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換		次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数等を用いて局ごと中継交換
2 投資額の算定		2 投資額の算定
に満たない端数は、切り上げるものとする。)		に満たない端数は、切り上げるものとする。)
中継インタフェース数を中継交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したもの(1		中継インタフェース数を中継交換機の最大搭載中継インタフェース数で除したもの(1
パス単位に変換したものを中継交換機に収容する総中継インタフェース数とし、この総		パス単位に変換したものを中継交換機に収容する総中継インタフェース数とし、この総
の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向 1.5Mパス数に合計したもの) を合計し 52M		の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向 1.5Mパス数に合計したもの) を合計し 52M
したもの)、および中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向 1.5Mパス数(当該局		したもの)、および中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向 1.5Mパス数(当該局
継交換機対向 1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け 1.5Mパス数を合計		継交換機対向 1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け 1.5Mパス数を合計
換機設置局の中継交換機向け 1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中		換機設置局の中継交換機向け 1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中
(4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継 1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交		(4) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継 1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交
端数は、切り上げるものする。)。		端数は、切り上げるものする。)。
し、中継交換機チャネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したもの(1に満たない		し、中継交換機チャネル数を中継交換機の最大収容回線数で除したもの(1に満たない
パス単位に変換し、更にチャネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャネル数と		パス単位に変換し、更にチャネル数に変換したものを当該局の中継交換機チャネル数と
の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向 1.5Mパス数に合計したもの) の合計を 52M		の中継伝送機能利用事業者相互接続点対向 1.5Mパス数に合計したもの) の合計を 52M
したもの)、および中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向 1.5Mパス数(当該局		したもの)、および中継交換機設置局の自局設置相互接続点対向 1.5Mパス数(当該局
継交換機対向 1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け 1.5Mパス数を合計		継交換機対向 1.5Mパス数(他中継交換機設置局の中継交換機向け 1.5Mパス数を合計
換機設置局の中継交換機向け 1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中		換機設置局の中継交換機向け 1.5Mパス数を合計したもの)、他中継交換機設置局の中
(3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継 1.5Mペス数(当該局に帰属する加入者交		(3) 中継交換機設置局の加入者交換機対向中継 1.5Mパス数(当該局に帰属する加入者交
繁時総呼数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。		繁時総呼数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
もの。)の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最		もの。)の合計を当該局の最繁時総呼数とし、最繁時総呼数を中継交換機の最大処理最

- (2) 中継交換機設置局ごとに、県間、中継交換機渡り県間及び県内自局外最繁時総呼数の和に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、中継交換機ユニット数で除し、さらに3,600で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、中継交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。
- (3) サービス制御局装置設置局ごとに、サービス制御局装置の最繁時受付呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、3,600で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の信号リンク数とする。
- (4) 信号区域ごとに、次のア及びイの手順で求めた信号用中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該信号区域の信号用中継交換機ユニット数とする。
- ア 信号用中継交換機渡り以外リンク数 ((1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に信号区域間リンク数 (中継交換機設置局ごとの県間最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものの合計を、リンク当たり信号数で除したものを、信号区域間リンク分散数で除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、信号区域間リンク分散数で乗じたもの。ただし、信号区域間リンク数実績の値の方が小さい場合には、信号区域間リンク数実績を用いる。)を加えたもの。以下同じ。)を、信号用中継交換機当たり最大リンク数から信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を減じたもので除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- A (1)、(2)及び(3)で算定した信号数の合計を、信号用中継交換機当たり処理信号数で除したものを、3,600で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- (2) 信号用渡りリンク数 ((4)で算定した信号用中継交換機ユニット数に信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を乗じたもの。)及び信号用中継交換機渡り以外リンク数の合計を信号用中継交換機リンク数とする。
- (6) (1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に2を乗じたもの及び信号用渡りリンク数の合計から、信号用中継交換機を設置する局の信号リンク数の合計を減じたものを、信号用中継交換機伝送路数とする。なお、この数値は別表第4の1における通信設備使用料の算定に用いる。
- 2 投資額の算定

信号区域ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数及びリンク数を用いて信号区域ごと信号用中継交換機投資額を求め、全ての信号区域の信号区域ごと信号用中継交換機投資額を算定する。

言号区域ごと信号用中継交換機投資額

=信号用中継交換機ユニット数

×信号用中継交換機ユニット当たり単価

- (2) 中継交換機設置局ごとに、県間、中継交換機渡り県間及び県内自局外最繁時総呼数の和に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、中継交換機ユニット数で除し、さらに3,600 で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、中継交換機ユニット数を乗じたものを当該局の信号リンク数とする。
- (3) サービス制御局装置設置局ごとに、サービス制御局装置の最繁時受付呼数に1呼当たり信号数を乗じたものを当該局の信号数とし、信号数をリンク当たり信号数で除したものを、3,600で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の信号リンク数とする。(4) 信号区域デンに かのア及バイの主順で求めた信号田山線な城機のユニット数のさた
- 4) 信号区域ごとに、次のア及びイの手順で求めた信号用中継交換機のユニット数のうち最大のものを当該信号区域の信号用中継交換機ユニット数とする。
- ア 信号用中継交換機渡り以外リンク数 ((1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に信号区域間リンク数 (中継交換機設置局ごとの県間最繁時総呼数に1呼当たり信号数を乗じたものの合計を、リンク当たり信号数で除したものを、信号区域間リンク分散数で除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に、信号区域間リンク分散数で乗じたもの。ただし、信号区域間リンク数実績の値の方が小さい場合には、信号区域間リンク数実績を用いる。)を加えたもの。以下同じ。)を、信号用中継交換機当たり最大リンク数から信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を減じたもので除したもの (1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- A (1)、(2)及び(3)で算定した信号数の合計を、信号用中継交換機当たり処理信号数で除したものを、3,600で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)。
- (5) 信号用渡りリンク数 ((4)で算定した信号用中継交換機ユニット数に信号用中継交換機対当たり渡りリンク数を乗じたもの。)及び信号用中継交換機渡り以外リンク数の合計を信号用中継交換機リンク数とする。
- (6) (1)、(2)及び(3)で算定した信号リンク数の合計に2を乗じたもの及び信号用渡りリンク数の合計から、信号用中継交換機を設置する局の信号リンク数の合計を減じたものを、信号用中継交換機伝送路数とする。なお、この数値は別表第4の1における通信設備使用料の算定に用いる。
- 2 投資額の算定

信号区域ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定したユニット数及びリンク数を用いて信号区域ごと信号用中継交換機投資額を求め、すべての信号区域の信号区域ごと信号用中継交換機投資額を算定する。

号区域ごと信号用中継交換機投資額

信号用中継交換機ユニット数

×信号用中継交換機ユニット当たり単価

備投資額を求め、その合計を当該局の空調設備投資額とし、すべての局の空調設備投資額	備投資額を求め、その合計を当該局の空調設備投資額とし、 <mark>全て</mark> の局の空調設備投資額を	
局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した台数を用い種別ごと空調設	局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した台数を用い種別ごと空調設 │	
3 投資額の算定	3 投資額の算定	
する。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別を選択する。	する。この場合において、投資額が最低となるように空調設備の種別を選択する。	
端数は、切り上げるものとする。) に1を加えたものを、当該局の空調設備の設置台数と	端数は、切り上げるものとする。)に $1$ を加えたものを、当該局の空調設備の設置台数と	
熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したもの(1に満たない	熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の $1$ 台当たりの能力で除したもの( $1$ に満たない $  $	
局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発	局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発	
2 <u>遠隔収容装置設置局</u> (RT―BOXの場合を除く。)の空調設備の設備量の算定	2 <u>局設置遠隔収容装置設置局</u> (RT―BOXの場合を除く。)の空調設備の設備量の算定	
に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたもの。	に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたもの。	
合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したもの(1	合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の $1$ 台当たりの能力で除したもの $(1 \mid \mid$	
(4) 当該局に設置される総合監視及び試験受付の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の	(4) 当該局に設置される総合監視及び試験受付の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の	
えたもの。	えたもの。	
当たりの能力で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加	当たりの能力で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加	
値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台	値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台	
(3) 当該局に設置される中継交換機、信号用中継交換機及びクロック供給装置の所要電流	(3) 当該局に設置される中継交換機、信号用中継交換機及びクロック供給装置の所要電流	
げるものとする。)に1を加えたもの。	げるものとする。) に1を加えたもの。	
じたものを、空調設備の1台当たりの能力で除したもの(1に満たない端数は、切り上	じたものを、空調設備の $1$ 台当たりの能力で除したもの( $1$ に満たない端数は、切り上	
中間中継伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗	中間中継伝送装置の所要電流値に電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗	
(2) 当該局に設置される伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、クロック供給装置及び	(2) 当該局に設置される伝送装置、無線伝送装置、衛星通信設備、クロック供給装置及び	
もの。	もの。	
りの能力で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えた	りの能力で除したもの( $1$ に満たない端数は、切り上げるものとする。)に $1$ を加えた $ $	
電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当た	電圧を乗じた電力容量の合計に、発熱量換算係数を乗じたものを、空調設備の1台当た	
防用回線集約装置、クロック供給装置及び加入者系半固定パス伝送装置の所要電流値に	防用回線集約装置、クロック供給装置及び加入者系半固定パス伝送装置の所要電流値に	
(1) 当該局に設置される加入者交換機、局設置遠隔収容装置、消防警察トランク、警察消	(1) 当該局に設置される加入者交換機、局設置遠隔収容装置、消防警察トランク、警察消	
選択し、種別ごとにそれぞれの設置台数の合計を算定する。	選択し、種別ごとにそれぞれの設置台数の合計を算定する。	
数とする。この場合において、各項ごとに、投資額が最低となるように空調設備の種別を	数とする。この場合において、各項ごとに、投資額が最低となるように空調設備の種別を	
局ごとに次の(1)から(4)までにより求めた設置台数の合計を、当該局の空調設備の設置台	局ごとに次の(1)から(4)までにより求めた設置台数の合計を、当該局の空調設備の設置台	
空調設備 1 交換機設置局の空調設備の設備量の算定	1 交換機設置局の空調設備の設備量の算定 2	空調設備
×デジタル公衆電話機単価	×デジタル公衆電話機単価	
+デジタル公衆電話機端末数	+ デジタル公衆電話機端末数	
×アナログ公衆電話機単価	×アナログ公衆電話機単価	
=アナログ公衆電話機	=アナログ公衆電話機	
公衆電話機端末 公衆電話機端末投資額	公衆電話機端末投資額 2	公衆電話機端末
×信号用中継交換機リンク当たり単価	×信号用中継交換機リンク当たり単価	
+信号用中継交換機リンク数	+信号用中継交換機リンク数	

流装置ユニット数とし、(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数に(1)で算定した整	流装置ユニット数とし、(3)で算定した整流装置1系統当たり増設架数に(1)で算定した整
置1糸統当たりユニット数に(1)で算定した整流装置糸統数を乗じたものを、当該局の整	ベ
	(1)で算定した整流装置系統数を当該局の整流装置基本部数とし、(2)で算定
たり増設架数を上記の方法により算定する。	たり増設架数を上記の方法により算定する。
置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置 1 系統当	置される加入者交換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置1系統当
の場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設	の場合において、中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設
は、切り上げるものとする。)を、当該局の整流装置1系統当たり増設架数とする。こ	は、切り上げるものとする。)を、当該局の整流装置1系統当たり増設架数とする。こ
数を減じたものを、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの(1に満たない端数	数を減じたものを、整流装置増設架収容可能整流器数で除したもの(1に満たない端数
(3) (2)で算定した整流装置1系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流器	(3) (2)で算定した整流装置1系統当たりユニット数から整流装置基本部収容可能整流器
算定する。	算定する。
中継交換機関連設備用それぞれの整流器1系統当たりユニット数を上記の方法により	中継交換機関連設備用それぞれの整流器1系統当たりユニット数を上記の方法により
される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、	される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交換機関連設備用、
当該局の整流器1系統当たりユニット数とする。この場合において、中継交換機が設置	当該局の整流器1系統当たりユニット数とする。この場合において、中継交換機が設置
で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたものを、	で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に1を加えたものを、
を、(1)で算定した整流装置系統数で除したものを、整流器1ユニット当たり最大電流値	を、(1)で算定した整流装置系統数で除したものを、整流器1ユニット当たり最大電流値
(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計	(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計
する。	する。
に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のそれぞれの整流装置系統数と	に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当該局のそれぞれの整流装置系統数と
し、それぞれの所要電流値の合計を、整流装置1系統当たり最大電流で除したもの(1	し、それぞれの所要電流値の合計を、整流装置1系統当たり最大電流で除したもの(1
装置を要する設備より中継交換機関連設備を除いたもの)の所要電流値の合計を算定	装置を要する設備より中継交換機関連設備を除いたもの)の所要電流値の合計を算定
中継交換機間伝送に係るもの))の所要電流値の合計及び加入者交換機関連設備(整流	中継交換機間伝送に係るもの))の所要電流値の合計及び加入者交換機関連設備(整流
係るもの)及びクロック供給装置(中継交換機、加入者交換機~中継交換機間伝送及び	係るもの)及びクロック供給装置(中継交換機、加入者交換機~中継交換機間伝送及び
もの)、中間中継伝送装置(加入者交換機~中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に	もの)、中間中継伝送装置(加入者交換機~中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に
もの)、衛星通信設備(加入者交換機~中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係る	もの)、衛星通信設備(加入者交換機~中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係る
もの)、無線伝送装置(加入者交換機~中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係る	もの)、無線伝送装置(加入者交換機~中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係る
中継交換機、伝送装置(加入者交換機~中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係る	中継交換機、伝送装置(加入者交換機~中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係る
置される局については、当該局に設置される中継交換機関連設備(中継交換機、信号用	置される局については、当該局に設置される中継交換機関連設備(中継交換機、信号用
のとする。)を、当該局の整流装置系統数とする。この場合において、中継交換機が設	のとする。)を、当該局の整流装置系統数とする。この場合において、中継交換機が設
を、整流装置1系統当たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるも	を、整流装置1系統当たり最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるも
(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計	装置) (1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置を要する設備の所要電流値の合計   装置)
受備 (整流 1 設備量の算定	電力設備(整流       1 設備量の算定       電力設備
×当該種別空調設備1台当たり単価	×当該種別空調設備1台当たり単価
=当該種別空調設備設置台数	= 当該種別空調設備設置台数
種別ごと空調設備投資額	種別ごと空調設備投資額
を合算し、空調設備投資額を算定する。	合算し、空調設備投資額を算定する。

(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流 200 ボルトを要する設備 (監視装置 (総		(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流 200 ボルトを要する設備 (監視装置 (総	
の交流 100 ボルト所要容量とする。		の交流 100 ボルト所要容量とする。	
所要電流の合計に交流無停電電源装置出力電圧 0.1 キロボルトを乗じたものを、当該局		所要電流の合計に交流無停電電源装置出力電圧 0.1 キロボルトを乗じたものを、当該局	
換機、中継交換機、信号用中継交換機及び警察消防用回線集約装置)の交流 100 ボルト	置)	換機、中継交換機、信号用中継交換機及び警察消防用回線集約装置)の交流 100 ボルト	置)
(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流 100 ボルトを要する設備(加入者交	無停電電源装	(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される、交流 100 ボルトを要する設備(加入者交	無停電電源装
1 設備量の算定	電力設備(交流	1 設備量の算定	電力設備(交流
×直流変換電源装置架当たり単価		×直流変換電源装置架当たり単価	
=直流変換電源装置架数		=直流変換電源装置架数	
局ごと直流変換電源装置投資額		局ごと直流変換電源装置投資額	
源装置投資額を算定する。		装置投資額を算定する。	
源装置投資額を求め、すべての局の局ごと直流変換電源装置投資額を合算し、直流変換電		源装置投資額を求め、全ての局の局ごと直流変換電源装置投資額を合算し、直流変換電源	
局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した架数を用い局ごと直流変換電		局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した架数を用い局ごと直流変換電	
2 投資額の算定		2 投資額の算定	
数とする。		数とする。	
の(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の直流変換電源装置架		の(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を、当該局の直流変換電源装置架	
(2) (1)で算定した警察消防用回線所要電流を直流変換電源装置1架最大電流で除したも		(2) (1)で算定した警察消防用回線所要電流を直流変換電源装置1架最大電流で除したも	
線所要電流とする。		線所要電流とする。	
費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を、当該局の警察消防用回		費電流を乗じたもの及び警察消防用回線共通部の電流の合計を、当該局の警察消防用回	
(1) 加入者交換機設置局ごとに消防警察トランク数に警察消防用回線1回線当たりの消	変換電源装置)	(1) 加入者交換機設置局ごとに消防警察トランク数に警察消防用回線1回線当たりの消	変換電源装置)
1 設備量の算定	電力設備(直流	1 設備量の算定	電力設備(直流
×整流器ユニット単価		×整流器ユニット単価	
+整流器ユニット数		+整流器ユニット数	
×整流装置増設架単価		×整流装置增設架単価	
十整流装置増設架数		十整流装置增設架数	
×整流装置基本部単価		×整流装置基本部単価	
=整流装置基本部数		=整流装置基本部数	
局ごと整流装置投資額		局ごと整流装置投資額	
し、整流装置投資額を算定する。		整流装置投資額を算定する。	
ット数を用い局ごと整流装置投資額を求め、 <mark>すべて</mark> の局の局ごと整流装置投資額を合算		ット数を用い局ごと整流装置投資額を求め、全ての局の局ごと整流装置投資額を合算し、	
局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した基本部数、増設架数及びユニ		局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した基本部数、増設架数及びユニ	
2 投資額の算定		2 投資額の算定	
定する。		定する。	
換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置について上記の方法にて算		換機関連設備用、中継交換機関連設備用それぞれの整流装置について上記の方法にて算	
中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交		中継交換機が設置される加入者交換機設置局については、当該局に設置される加入者交	
流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置増設架数とする。この場合において、		流装置系統数を乗じたものを、当該局の整流装置増設架数とする。この場合において、	

	3 局設置簡易遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定 局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に局設置簡易遠隔収容 装置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものに、局設置簡易遠隔収容装置の所要電流値
別を選択する。	種別を選択する。
<mark>該局舎</mark> の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の種	を <u>当該局</u> の蓄電池の組数とする。この場合において、投資額が最低となるように蓄電池の
量を蓄電池規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を当	電池容量を蓄電池規定容量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)
局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄電池容	置設置局用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とし、蓄
局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、 <mark>遠隔収容装置設置</mark>	局ごとに、当該局に設置される小規模局用電源装置の所要電流値に、 <mark>局設置遠隔収容装</mark>
2 遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定	2 局設置遠隔収容装置設置局の蓄電池の設備量の算定
合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。	合において、投資額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。
は、切り上げるものとする。)の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場	は、切り上げるものとする。)の合計を当該局に設置する蓄電池の組数とする。この場
(3) (1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの(1に満たない端数	(3) (1)及び(2)で算定した蓄電池容量を蓄電池規定容量で除したもの(1に満たない端数
係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置(200V)用蓄電池容量とする。	係数を乗じたものを、当該局の交流無停電電源装置(200V)用蓄電池容量とする。
(200V)の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出	(200V)の所要電流値の合計に、交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出
無停電電源装置(100V)用蓄電池容量とし、当該局に設置される交流無停電電源装置	無停電電源装置(100V)用蓄電池容量とし、当該局に設置される交流無停電電源装置
交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流	交換機設置局交流無停電電源装置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の交流
(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要電流値の合計に、	(2) 局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要電流値の合計に、
置及び中継交換機関連設備用整流装置の別に整流装置用蓄電池容量を算定する。	置及び中継交換機関連設備用整流装置の別に整流装置用蓄電池容量を算定する。
場合において、中継交換機が設置される局については、加入者交換機関連設備用整流装	場合において、中継交換機が設置される局については、加入者交換機関連設備用整流装
置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とする。この	置用蓄電池容量算出係数を乗じたものを、当該局の整流装置用蓄電池容量とする。この
池) (1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、交換機設置局整流装	池) (1) 局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、交換機設置局整流装
電力設備(蓄電 1 交換機設置局の蓄電池の設備量の算定	電力設備(蓄電 1 交換機設置局の蓄電池の設備量の算定
×当該種別交流無停電電源装置単価	×当該種別交流無停電電源装置単価
= 当該種別交流無停電電源装置台数	=当該種別交流無停電電源装置台数
種別ごと交流無停電電源装置投資額	種別ごと交流無停電電源装置投資額
の局の交流無停電電源装置投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。	局の交流無停電電源装置投資額を合算し、交流無停電電源装置投資額を算定する。
停電電源装置投資額を求め、その合計を当該局の交流無停電電源装置投資額とし、すべて	停電電源装置投資額を求め、その合計を当該局の交流無停電電源装置投資額とし、全ての
局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い、種別ごと交流無	局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い、種別ごと交流無
2 投資額の算定	2 投資額の算定
資額が最低となるように交流無停電電源装置の種別を選択する。	資額が最低となるように交流無停電電源装置の種別を選択する。
置(100V)台数及び交流無停電電源装置(200V)台数とする。この場合において、投	置(100V)台数及び交流無停電電源装置(200V)台数とする。この場合において、投
量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を交流無停電電源装	量で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を交流無停電電源装
(3) (1)及び(2)で算定した所要容量から、それぞれの種別ごとの交流無停電電源装置規定容	(3) (1)及び(2)で算定した所要容量から、それぞれの種別ごとの交流無停電電源装置規定容
電圧 0.2 キロボルトを乗じたものを、当該局の交流 200 ボルト所要容量とする。	電圧 0.2 キロボルトを乗じたものを、当該局の交流 200 ボルト所要容量とする。
合監視))の交流 200 ボルト所要電流の合計に3の平方根及び交流無停電電源装置出力	合監視))の交流 200 ボルト所要電流の合計に3の平方根及び交流無停電電源装置出力

ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、	整流装置総合効率で除したものを、	ユニット当たり最大電流及び整流装置電圧を乗じ、塁	
(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニット数の合計に、整流器1	『のユニット数の合計に、整流器1   装置)	(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置のユニ	(置)
(発電   1 設備量の算定	電力設備	1 対策の量が 1	電力設備(発電
×受電装置単位容量当たり取得単価		×受電装置単位容量当たり取得単価	
=受電装置所要容量		=受電装置所要容量	
局ごと受電装置投資額		局ごと受電装置投資額	
し、受電装置投資額を算定する。		受電装置投資額を算定する。	
額を求め、その合計を当該局の受電装置投資額とし、すべての局の受電装置投資額を合算	全ての局の受電装置投資額を合算し、	額を求め、その合計を当該局の受電装置投資額とし、全	
局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い受電装置投資	ごした所要容量を用い受電装置投資	局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量	
2 投資額の算定		2 投資額の算定	
容量の合計を、当該局の受電装置所要容量とする。		容量の合計を、当該局の受電装置所要容量とする。	
おいて、投資額が最低となるように受電装置の種別を選択する。選択した受電装置規格	選択する。選択した受電装置規格	おいて、投資額が最低となるように受電装置の種別を選択する。選	
の(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を受電装置数とする。この場合に	を受電装置数とする。この場合に	の(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)	
(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの受電装置規格容量で除したも	ごとの受電装置規格容量で除したも	(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの受電装置	
電容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備受電容量とする。	字量とする。 	電容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備受電容量とする	
(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たり建物付帯設備受	1、単位面積当たり建物付帯設備受	(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、	
該局の空調設備容量とする。		該局の空調設備容量とする。	
(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当	前の種別ごと電力容量の合計を、当	(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ご	
で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。		で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量と	
及び交流無停電電源装置(200V)の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率	を、交流無停電電源装置総合効率	及び交流無停電電源装置(200V)の所要容量の合計を、	
(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要容量	亭電電源装置(100V)の所要容量	(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置	
電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当該局の整流装置受電容量とする。	当該局の整流装置受電容量とする。	電圧を乗じ、整流装置総合効率で除したものを、当記	
(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、整流装置	閏の所要電流値の合計に、整流装置 │ │ 装置)	(1) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される整流装置の所要電流値の合計に、	装置)
(受電 1 設備量の算定	電力設備	1 設備量の算定	電力設備(受電
×当該種別蓄電池取得単価		×当該種別蓄電池取得単価	
=当該種別蓄電池組数		=当該種別蓄電池組数	
種別ごと蓄電池投資額		種別ごと蓄電池投資額	
し、蓄電池投資額を算定する。		蕃電池投資額を算定する。	
投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、すべての局の蓄電池投資額を合算	し、全ての局の蓄電池投資額を合算し、	投資額を求め、その合計を当該局の蓄電池投資額とし、	
局ごとに次の算定式により、 <mark>前2項</mark> の規定に基づき算定した組数を用い種別ごと蓄電池	き算定した組数を用い種別ごと蓄電池	局ごとに次の算定式により、 <u>前3項</u> の規定に基づき算	
3 投資額の算定		<u>4</u> 投資額の算定	
		額が最低となるように蓄電池の種別を選択する。	
	。この規	は、切り上げるものとする。)を当該局の蓄電池の組数とする	
	もの (1に満	装置用蓄電池容量とし、蓄電池容量	
	じたものを加えた値を当該局の整	に局設置簡易遠隔収容装置用蓄電池容量算出係数を乗し	

		発動発電
	1 設備量の	電力設備(可線
×小規模局用電源装置単価	×小規模局用電源装置単価	
= 小規模局用電源装置台数	= 小規模局用電源装置台数	
局ごと小規模局用電源装置投資額	局ごと小規模局用電源装置投資額	
局用電源装置投資額を算定する。	用電源装置投資額を算定する。	
電源装置投資額を求め、すべての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模	電源装置投資額を求め、全ての局の局ごと小規模局用電源装置投資額を合算し、小規模局	
局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用	局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した台数を用い局ごと小規模局用	
2 投資額の算定	2 投資額の算定	
	を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。	
する。)を、当該局の小規模局用電源装置台数とする。	置1台当たりの最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)	
置) 用電源装置1台当たりの最大電流で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものと	れる設備 <u>(局設置簡易遠隔収容装置を除く。)</u> の所要電流値の合計を、小規模局用電源装	置)
模局用電源装 遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置される設備の所要電流値の合計を、小規模局	局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局ごとに、当該局に設置さ	模局用電源装
電力設備(小規 1 設備量の算定		電力設備(小規
×発電装置単位容量当たり取得単価	×発電装置単位容量当たり取得単価	
一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	一 一 一 一 一 一 元 電 装 置 所 要 容 量	
局ごと発電装置投資額	局ごと発電装置投資額	
投資額を合算し、発電装置投資額を算定する。	資額を合算し、発電装置投資額を算定する。	
置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、すべての局の局ごと発電装置	置投資額を求め、その合計を当該局の発電装置投資額とし、全ての局の局ごと発電装置投	
局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い局ごと発電装	局ごとに次の算定式により、前項の規定に基づき算定した所要容量を用い局ごと発電装	
2 投資額の算定	2 投資額の算定	
容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。	容量の合計を当該局の発電装置所要容量とする。	
おいて、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格	おいて、投資額が最低となるように発電装置の種別を選択する。選択した発電装置規格	
の(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を発電装置数とする。この場合に	の(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)を発電装置数とする。この場合に	
(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの発電装置規格容量で除したも	(5) (1)、(2)、(3)及び(4)で算定した容量の合計を、種別ごとの発電装置規格容量で除したも	
発電電力容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備発電容量とする。	発電電力容量を乗じたものを、当該局の建物付帯設備発電容量とする。	
(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たりの建物付帯設備	(4) 交換機設置局ごとに、当該局の建物付帯設備面積に、単位面積当たりの建物付帯設備	
該局の空調設備容量とする。	該局の空調設備容量とする。	
(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当	(3) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される空調設備の種別ごと電力容量の合計を、当	
で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。	で除したものを、当該局の交流無停電電源装置容量とする。	
及び交流無停電電源装置(200V)の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率	及び交流無停電電源装置(200V)の所要容量の合計を、交流無停電電源装置総合効率	
(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要容量	(2) 交換機設置局ごとに、当該局に設置される交流無停電電源装置(100V)の所要容量	
当該局の整流装置発電容量とする。	当該局の整流装置発電容量とする。	

1	
用中継交換機収容架単位面積当たり最大収容リンク数で除したもの(1に満たない端	用中継交換機収容架単位面積当たり最大収容リンク数で除したもの(1に満たない端
コ 信号用中継交換機基本部面積に、信号用中継交換機1台当たり収容リンク数を信号	コ 信号用中継交換機基本部面積に、信号用中継交換機1台当たり収容リンク数を信号
面積を乗じたもの。	面積を乗じたもの。
ケー海底中間中継伝送装置給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり	ケー海底中間中継伝送装置給電装置数に海底中間中継伝送装置給電装置の装置当たり
ク中間中継伝送装置の架数に中間中継伝送装置の架当たり面積を乗じたもの。	ク中間中継伝送装置の架数に中間中継伝送装置の架当たり面積を乗じたもの。
キークロック供給装置の架数にクロック供給装置の架当たり面積を乗じたもの。	キークロック供給装置の架数にクロック供給装置の架当たり面積を乗じたもの。
架数に当該装置の架当たり面積を乗じて合算したもの	架数に当該装置の架当たり面積を乗じて合算したもの
カ 衛星通信設備のTDMA装置、衛星送受信装置及び衛星回線制御装置のそれぞれの	カ 衛星通信設備のTDMA装置、衛星送受信装置及び衛星回線制御装置のそれぞれの
のに、無線送受信装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを加えたもの	のに、無線送受信装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを加えたもの
オ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたも	オ 無線伝送装置の変復調回線切替装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたも
算定し、全種別の面積を合計したもの。	算定し、全種別の面積を合計したもの。
エ 伝送装置の種別ごとに当該装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを	エ 伝送装置の種別ごとに当該装置の架数に当該装置の架当たり面積を乗じたものを
もの。	€O.
する。)に中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、中継交換機台数を乗じた	する。)に中継交換機収容架単位面積を乗じたものを加え、中継交換機台数を乗じた
位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものと	位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものと
ウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機1台当たり収容回線数を中継交換機収容架単	ウ 中継交換機基本部面積に、中継交換機1台当たり収容回線数を中継交換機収容架単
交換機台数を乗じたもの。	交換機台数を乗じたもの。
ものとする。)に加入者交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、加入者	ものとする。)に加入者交換機収容架単位面積を乗じたものを加えたものに、加入者
容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げる	容架単位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げる
イ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機1台当たり収容回線数を加入者交換機収	イ 加入者交換機基本部面積に、加入者交換機1台当たり収容回線数を加入者交換機収
局設置遠隔収容装置台数を乗じたもの。	局設置遠隔収容装置台数を乗じたもの。
は、切り上げるものとする。)に局設置遠隔収容装置単位面積を乗じたものを加え、	は、切り上げるものとする。)に局設置遠隔収容装置単位面積を乗じたものを加え、
設置遠隔収容装置単位面積当たり最大収容回線数で除したもの(1に満たない端数	設置遠隔収容装置単位面積当たり最大収容回線数で除したもの (1に満たない端数
ア 局設置遠隔収容装置基本部面積に、局設置遠隔収容装置1台当たり収容回線数を局	ア 局設置遠隔収容装置基本部面積に、局設置遠隔収容装置1台当たり収容回線数を局
積とする。	積とする。
(1) 局ごとに、次のアからツの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面	(1) 局ごとに、次のアからツの手順で求めた面積の合計を、当該局のネットワーク設備面
機械室建物 1 RT―BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定	機械室建物 1 RT―BOX以外の局の機械室建物の設備量の算定
	らを合算した値を投資額とする。
	(2) (1)で求めた値に、所要電流に応じた可搬型発動発電機単価を乗じた値を算出し、これ
	流別可搬型発動発電機容量を算出する。
	(1) 所要電流別可搬型発動発電機設置台数に、可搬型発動発電機規定容量を乗じ、所要電
	2         投資額の算定
	<u>S.</u>
	じて総設置数を割り当てることにより、所要電流別可搬型発動発電機設置台数を算出す

加えたものに、信号用中継交換機台数を乗じたもの。

- サ 主配線盤収容回線数にき線回線予備率分を加算したものを、10,000 で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に10,000 端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの。
- ど 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数(当該局に帰属する<u>局設置遠隔収容装置設置局</u>に帰属するき線点遠隔収容装置数を含む。)にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものを加入者系半固定パス伝送装置単位面積当たり最大収容端子数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に加入者系半固定パス伝送装置単位面積を乗じたもの。
- 光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの。
- と 消防警察トランクの架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの。
- 警察消防用回線集約装置の架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの。
- 総合監視面積及び試験受付面積の合計。
- チ 次の川から江までの中で最大のもの(更改のための面積を確保)。
- (7) 局設置遠隔収容装置1台当たり所要面積
- 加入者交換機1台当たり所要面積

 $\subseteq$ 

- (ウ) 中継交換機1台当たり所要面積
- エ) 信号用中継交換機1台当たり所要面積
- 7 伝送装置の種類別の1アイランド当たり所要面積の中で最大のもの。
- (3) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積と オス
- ア 整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流装置増設架面積を乗じたものの合計。
- 「直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの。
- ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計。
- エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計。
- オ 受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計。
- 発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計。

R

- 小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計。
- 2 整流装置1台分の面積、局内の最大容量の交流無停電電源装置1台分の面積、1系統に蓄電池が1組だけ設置されている場合の整流装置及び交流無停電電源装置の蓄電池1組分の面積、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更改面積を乗じたもの

加えたものに、信号用中継交換機台数を乗じたもの。

- サ 主配線盤収容回線数にき線回線予備率分を加算したものを、10,000 で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に10,000 端子当たり必要主配線盤長を乗じたものに、作業スペース込みの主配線盤幅を乗じたもの。
- / 当該局に帰属するき線点遠隔収容装置数(当該局に帰属する<u>遠隔収容装置設置局</u>に帰属するき線点遠隔収容装置数を含む。)にき線点遠隔収容装置当たり心線数を乗じたものを加入者系半固定パス伝送装置単位面積当たり最大収容端子数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に加入者系半固定パス伝送装置単位面積を乗じたもの。
- 光ケーブル成端架収容端子数を光ケーブル成端架単位面積当たり最大収容端子数で除したもの(1に満たない端数は、切り上げるものとする。)に光ケーブル成端架単位面積を乗じたもの。
- : 消防警察トランクの架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの。
- 警察消防用回線集約装置の架数に、当該設備の架当たり面積を乗じたもの。
- 総合監視面積及び試験受付面積の合計
- 次の川から(エ)までの中で最大のもの(更改のための面積を確保)。
- ) 局設置遠隔収容装置1台当たり所要面積
- (4) 加入者交換機1台当たり所要面積
- )) 中継交換機1台当たり所要面積
- (エ) 信号用中継交換機1台当たり所要面積
- ツ 伝送装置の種類別の1アイランド当たり所要面積の中で最大のもの。
- (3) 局ごとに、次のアからクまでの手順で求めた面積の合計を、当該局の電力設備面積と 、 .
- ア整流装置系統数に整流装置基本部面積を乗じたもの及び整流装置増設架数に整流 装置増設架面積を乗じたものの合計。
- イ 直流変換電源装置架数に直流変換電源装置架当たり単位面積を乗じたもの。
- ウ 交流無停電電源装置種別ごとに、交流無停電電源装置台数に交流無停電電源装置所要面積を乗じたものの合計。
- エ 蓄電池種別ごとに、蓄電池組数に蓄電池面積を乗じたものの合計。
- オ 受電装置種別ごとに、受電装置数に受電装置所要面積を乗じたものの合計。
- カ 発電装置種別ごとに、発電装置数に発電装置所要面積を乗じたものの合計。
- キ 小規模局用電源装置台数に小規模局用電源装置所要面積を乗じたものの合計
- ク 整流装置 1 台分の面積、局内の最大容量の交流無停電電源装置 1 台分の面積、1 系統に蓄電池が 1 組だけ設置されている場合の整流装置及び交流無停電電源装置の蓄電池 1 組分の面積、受電装置種別ごとの受電装置数に受電装置更改面積を乗じたもの

建物面積を複数階局容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。	建物面積を複数階局容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。
局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室	局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室
機械室建	機械室建物面積を当該局の容積率で
設保全費、道路占用料、撤去費用)の合計を比較し決定する。	設保全費、道路占用料、撤去費用)の合計を比較し決定する。
費用、他人資本費用、利益対応税、通信設備使用料、固定資産税)及び保守コスト(施	費用、他人資本費用、利益対応税、通信設備使用料、固定資産税)及び保守コスト(施
ついては、空調設備、機械室建物及び機械室土地の資本コスト(減価償却費、自己資本	ついては、空調設備、機械室建物及び機械室土地の資本コスト(減価償却費、自己資本
の手順で算定を行う。この場合において、当該局が複数階局であるか平屋局であるかに	の手順で算定を行う。この場合において、当該局が複数階局であるか平屋局であるかに
(1) 当該局がRT―BOX、無線併設局、無線単独局及び衛星通信地球局以外の場合、次	(1) 当該局がRT―BOX、無線併設局、無線単独局及び衛星通信地球局以外の場合、次
局ごとに、次の手順で算定を行う。	局ごとに、次の手順で算定を行う。
	の算定
2 遠隔収容装置設置局の機械室土地の設備量の算定	2 局設置遠隔収容装置設置局及び局設置簡易遠隔収容装置設置局の機械室土地の設備量
率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。	率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。
とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積	とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積
局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積	局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積
機械室土地 1 交換機設置局の機械室土地の設備量の算定 1 交換機設置局の機械室土地の設備量の算定	機械室土地 1 交換機設置局の機械室土地の設備量の算定 機械
局ごと機械室建物投資額=R T―BOX単価	局ごと機械室建物投資額=RT―BOX単価
又は、	又は、
×機械室建物建設単価	×機械室建物建設単価
=機械室建物面積	=機械室建物面積
局ごと機械室建物投資額	局ごと機械室建物投資額
し、機械室建物投資額を算定する。	機械室建物投資額を算定する。
価を用い局ごと機械室建物投資額を求め、 <mark>すべて</mark> の局の局ごと機械室建物投資額を合算	価を用い局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局の局ごと機械室建物投資額を合算し、
局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積、又はRT-BOX単	局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積、又はRT-BOX単
3 投資額の算定	3 投資額の算定
RT―BOX数を1とする。	RT―BOX数を1とする。
2 RT―BOXの機械室建物の設備量の算定	2 RT―BOXの機械室建物の設備量の算定
ーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。	ーブル室面積及び建物付帯設備面積の合計を、当該局の機械室建物面積とする。
(6) (1)から(5)までで算定した、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケ	(6) (1)から(5)までで算定した、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積、ケ
で除したものを乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。	で除したものを乗じて、当該局の建物付帯設備面積とする。
の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを建物付帯設備面積付加係数	の合計に、1から建物付帯設備面積付加係数を減じたものを建物付帯設備面積付加係数
(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積	(5) 局ごとに、ネットワーク設備面積、電力設備面積、空調設備面積及びケーブル室面積
(4) 局ごとに、(1)サで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。	(4) 局ごとに、(1)サで算定した面積を、当該局のケーブル室面積とする。
局の空調設備面積とする。	局の空調設備面積とする。
(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該	(3) 局ごとに、種別ごとの空調設備台数に空調設備単位面積を乗じたものの合計を、当該
の合計、又は小規模局用電源装置1台分の面積の合計(更改のための面積を確保)。	の合計、又は小規模局用電源装置1台分の面積の合計(更改のための面積を確保)。

監視設備(市外線路)投資額	監視設備(市外	上 監視設備(市外線路)投資額 	監視設備(市外
×監視設備(伝送無線機械)対投資額比率		×監視設備(伝送無線機械)対投資額比率	
+衛星通信設備投資額)		+衛星通信設備投資額)	
+無線鉄塔投資額		+無線鉄塔投資額	
+無線アンテナ投資額		+無線アンテナ投資額	
+無線伝送装置投資額		+無線伝送装置投資額	
十中間中継伝送装置投資額		+中間中継伝送装置投資額	
= (伝送装置投資額	無線機械)	=(伝送装置投資額	無線機械)
監視設備(伝送無線機械)投資額	監視設備(伝送	監視設備(伝送無線機械)投資額	監視設備(伝送
×監視設備(中継交換機)対投資額比率		×監視設備(中継交換機)対投資額比率	
=中継交換機投資額	交換機)	= 中継交換機投資額	
監視設備(中継交換機)投資額	監視設備(中継	監視設備(中継交換機)投資額 	監視設備(中継
×監視設備(加入者交換機)対投資額比率		×監視設備(加入者交換機)対投資額比率	
十警察消防用回線集約装置投資額)		十警察消防用回線集約装置投資額)	
+消防警察トランク投資額		+消防警察トランク投資額	
= (加入者交換機投資額	者交換機)	= (加入者交換機投資額	者交換機)
監視設備(加入者交換機)投資額	監視設備(加入	、	監視設備(加入
分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。)		分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。)	
に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区		に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区	
(ネットワーク設備とは、別表第1の1に規定する設備区分に係る設備並びに別表第1の2		(ネットワーク設備とは、別表第1の1に規定する設備区分に係る設備並びに別表第1の2	
×監視設備(総合監視)対投資額比率		×監視設備(総合監視)対投資額比率	
=ネットワーク設備投資額合計	監視)	=ネットワーク設備投資額合計	監視)
監視設備(総合監視)投資額	監視設備(総合	監視設備(総合監視)投資額	監視設備(総合
×土地単価時点補正係数		×土地単価時点補正係数	
× (固定資産評価額÷土地単価時価補正係数)		× (固定資産評価額÷土地単価時価補正係数)	
=機械室土地面積		=機械室土地面積	
局ごと機械室建物投資額		局ごと機械室土地投資額	
定する。		4 v ° °	
地投資額を求め、すべての局の局ごと機械室土地投資額を合算し、機械室土地投資額を算		地投資額を求め、全ての局の局ごと機械室土地投資額を合算し、機械室土地投資額を算定	
局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積を用い局ごと機械室土		局ごとに次の算定式により、前2項の規定に基づき算定した面積を用い局ごと機械室土	
3 投資額の算定		3 投資額の算定	
する。		する。	
(2) 当該局がRT―BOXの場合、RT―BOX土地面積を、当該局の機械室土地面積と		(2) 当該局がRT―BOXの場合、RT―BOX土地面積を、当該局の機械室土地面積と	
ース等土地面積の合計を、当該局の機械室土地面積とする。		一ス等土地面積の合計を、当該局の機械室土地面積とする。	
イ 当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの及び駐車スペ		イ 当該局が平屋局の場合、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの及び駐車スペ	

×無形固定資産(その他の無形固定資産)対投資額比率	固定資産)	×無形固定資産(その他の無形固定資産)対投資額比率	固定資産)
=ネットワーク設備投資額合計	(その街の無形	=ネットワーク設備投資額合計	(その街の熊馬
無形固定資産(その他の無形固定資産)投資額	無形固定資産	無形固定資産(その他の無形固定資産)投資額	無形固定資産
×無形固定資産(交換機ソフトウェア)対投資額比率	ウェア)	×無形固定資産(交換機ソフトウェア)対投資額比率	ウェア)
=ネットワーク設備投資額合計	(交換機ソフト	=ネットワーク設備投資額合計	(交換機ソフト
無形固定資産(交換機ソフトウェア)投資額	無形固定資産	無形固定資産(交換機ソフトウェア)投資額	無形固定資産
×工具、器具及び備品対投資額比率		×工具、器具及び備品対投資額比率	
=ネットワーク設備投資額合計	備品	=ネットワーク設備投資額合計	備品
工具、器具及び備品投資額	工具、器具及び	工具、器具及び備品投資額	工具、器具及び
×車両対投資額比率		×車両対投資額比率	
=ネットワーク設備投資額合計		=ネットワーク設備投資額合計	
車両投資額	車両	車両投資額	車両
×機械及び装置対投資額比率		×機械及び装置対投資額比率	
=ネットワーク設備投資額合計		=ネットワーク設備投資額合計	
機械及び装置投資額	機械及び装置	機械及び装置投資額	機械及び装置
×構築物対投資額比率		×構築物対投資額比率	
+共通用建物投資額)		+共通用建物投資額)	
=(機械室建物投資額		=(機械室建物投資額	
構築物投資額	構築物	構築物投資額	構築物
×共通用土地対投資額比率		×共通用土地対投資額比率	
=機械室土地投資額		=機械室土地投資額	
共通用土地投資額	共通用土地	共通用土地投資額	共通用土地
×共通用建物対投資額比率		×共通用建物対投資額比率	
=機械室建物投資額		=機械室建物投資額	
共通用建物投資額	共通用建物	共通用建物投資額	共通用建物
×監視設備(市内線路)対投資額比率		×監視設備(市内線路)対投資額比率	
の合計)		の合計)	
=市内線路投資額(加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額	線路)	=市内線路投資額(加入系光ケーブル、メタルケーブル及び加入系電柱の投資額	線路)
監視設備(市内線路)投資額	監視設備(市内	監視設備(市内線路)投資額	監視設備(市内
×監視設備(市外線路)対投資額比率		×監視設備(市外線路)対投資額比率	
及び中継系電柱の投資額の合計)		及び中継系電柱の投資額の合計)	
=市外線路投資額(中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置	線路)	=市外線路投資額(中継系光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置	線路)

## 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号)

	改 正 案	現
别表第7	57(第 15 条関係)	別表第7(第15条関係)
第1		第1
	無形固定資産(その他の無形固定資産)	無形固定資産(その他の無形固定資産)
	工具、器具及び備品	工具、器具及び備品
	車両	車両
	機械及び装置	機械及び装置
	構築物	構築物
	共通用土地	共通用土地
	共通用建物	共通用建物
	監視設備(伝送無線機械)	監視設備(伝送無線機械)
	監視設備(市内線路)	監視設備(市内線路)
		監視設備(加入者交換機)
		監視設備(総合監視)
		+411
	機械室建物	
田表	電力設備(可搬型発動発電機)	冊表
明糸	電力設備(小規模局用電源装置)	電力設備
産		電力設備
它資	電力設備(受電装置)	電力設備
固定	電力設備(蓄電池)	
ı	電力設備(交流無停電電源装置)	電力設備
	_	電力設備(直流変換電源装置)
		電力設備(整流装置)
	信号用中継交換機	信号用中継交換機
	中継交換回線収容装置	中継交換回線収容装置
	加入者交換回線収容装置	加入者交換回線収容装置
	アナログ・デジタル回線共通部	アナログ・デジタル回線共通部
	アナログ局内回線収容部	アナログ局内回線収容部
	総合デジタル通信局内回線終端装置	総合デジタル通信局内回線終端装置
	電線共同溝	電線共同溝
	中継系とう道	中継系とう道
	加入系とう道	加入系とう道
	中継系共同溝	中継系共同溝
	加入系共同溝	加入系共同溝
	中継系中口径管路	中継系中口径管路

(傍線部分は改正部分)

発2

固定資産帰属明細表

電力設備(可搬型発動発電	機械室建物	機械室土地	監視設備(総合監視)	監視設備(加入者交換機)	監視設備(中継交換機)	監視設備(市外線路)	監視設備(市内線路)	監視設備(伝送無線機械)	共通用建物	共通用土地	構築物	機械及び装置	車両	工具、器具及び備品	トウェア)	無形固定資産(交換機ソフ	形固定資産)	無形固定資産(その他の無

固定資産帰属明細表

第2

					Щ,	/L 5	₹ /==	: ) <del>   </del> ,	1-1-7	1/17	120						
機械室建物	機械室土地	監視設備(総合監視)	監視設備(加入者交換機)	監視設備(中継交換機)	監視設備 (市外線路)	監視設備(市内線路)	監視設備(伝送無線機械)	共通用建物	共通用土地	構築物	機械及び装置	車両	工具、器具及び備品	トウェア)	無形固定資産(交換機ソフ	形固定資産)	無形固定資産(その他の無

	き線点遠隔収容装置	局設置遠隔収容装置	加入者交換機	主配線盤	加入者系半固定パス伝送装置	光ケーブル成端架	消防警察トランク	警察消防用回線集約装置	中継交換機	伝送装置	中間中継伝送装置	海底中間中継伝送装置	無線伝送装置	無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	クロック供給装置	メタルケーブル	加入系光ケーブル	中継系光ケーブル	海底光ケーブル	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路	中継系管路	加入系中口径管路
定額法																										
上未固定資産西領  定額法   定率法																										

主配線盤	置加入者系半固定パス伝送装	光ケーブル成端架	消防警察トランク	警察消防用回線集約装置	中継交換機	伝送装置	中間中継伝送装置	海底中間中継伝送装置	無線伝送装置	無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	クロック供給装置	メタルケーブル	加入系光ケーブル	中継系光ケーブル	海底光ケーブル	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路	中継系管路	加入系中口径管路	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中継系とう道	電線共同溝	終端装置	総合デジタル通信局内可線	アナログ局内回線収容部	通部・デジタル回続共	加入者交換回線収容装置	中継交換回線収容装置	信号用中継交換機	公衆電話機端末	空調設備	電力設備(整流装置)	電力没備(直流変換電原表	接置)  電力設備(交流無停電電源	電力設備(受電装置)	装置)電力設備(小規模局用電源)	機)
																																							+				

主配線盤	置加入者系半固定パス伝送装	消防警察トランク	警察消防用回線集約装置	中継交換機	伝送装置	中間中継伝送装置	海底中間中継伝送装置	無線伝送装置	無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	クロック供給装置	メタルケーブル	加入系光ケーブル	中継系光ケーブル	海底光ケーブル	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路	中継系管路	加入系中口径管路	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中継系とう道	電線共同溝	終端装置	総合デジタル通信局内回線	ログ局内	通部	アナコグ・デジタル可象共	加入者交換可線収容裝置	中継交換回線収容装置	言号用中継交換幾	公衆電話機端末	空調設備	電力設備(整流装置)	電力没带(直流変換電原表)	接置)	電力設備(受電装置)	電力設備(発電装置)	装置)	
												_	_				<u> </u>	_																					+					

		き線点遠隔収容装置	置遠隔	設置簡	一ノイス
端末系伝送路認					_
	段備(アナログ電話用設備に係るものに限る) 				
端末系伝送路詢	受備(第一種公衆電話機に係るものに限る) 				
加入者交換機					
	n入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設 備に係る費用が増減するもの				
	加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設 備に係る費用が増減するもの(アナログ電話用設備に係るものに限る)				
	加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設 備に係る費用が増減するもの(第一種公衆電話機に係るものに限る)				
中継交換機					Ī
	受備等であって、加入者交換機と中継交換機との間に設置されるもの 後と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの				
信号用伝送路詢	受備及び信号用中継交換機				
公衆電話機					ľ
(記載しの注音)		1	1		L

### (記載上の注意)

各欄には、定額法及び定率法によるものの別に正味固定資産価額を記載すること。

	き線点遠隔収容装置	局設置遠隔収容装置	加入者交換機
端末系伝送路設備			
端末系伝送路設備(アナログ電話用設備に係るものに限る)			
端末系伝送路設備(第一種公衆電話機に係るものに限る)			
加入者交換機			
加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備 に係る費用が増減するもの			
加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもの(アナログ電話用設備に係るものに限る)			
加入者交換機に係る設備区分のうち、回線数の増減に応じて当該設備 に係る費用が増減するもの(第一種公衆電話機に係るものに限る)			
中継交換機			
中継系伝送路設備等であって、加入者交換機と中継交換機との間に設置されるもの及び中継交換機と他の電気通信事業者の電気通信設備との間に設置されるもの			
信号用伝送路設備及び信号用中継交換機			
公衆電話機			

## (記載上の注意)

各欄には、定額法及び定率法によるものの別に正味固定資産価額を記載すること。

# 基礎的電気通信役務提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省令第六十四号)

(傍線部分は改正部分)

構築物	共通用土地	共通用建物	市内	市夕	飯 ① <u> </u>			盟 総合	管理共通費	接続関連事務費	試驗研究費	区分	第2 共	別表第8( 第1 費	
72	_	_	市内線路	市外線路 2 	進。	交換	者  交	総合監視 九			·	J,	:通費等の	(第 15 条関係) 費用算定方式	
別表第5第1の設備区分に定める各設備	別表第5第1の設備区分に定める各設備	別表第5第1の設備区分に定める各設備	メタルケーブル、光ケーブル	光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置 光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送装置 (き線点遠隔収容装置〜加入者交換機設置 収容装置設置局又は局設置遠隔収容装置設置局〜加入者交換機設置 局間伝送、局設置簡易遠隔収容装置〜加入者交換機間伝送、局設置遠 隔収容装置〜加入者交換機間伝送、加入者交換機~中継交換機間伝送 及び中継交換機間伝送に係るものに限る。)	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備 ・	中継交換機、信号用中継交換機	加入者交換機、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置	加入者交換機階梯以上の各設備	別表第5の1の設備区分に定める各設備	別表第5の1の設備区分に定める各設備	別表第5の1の設備区分に定める各設備	帰属対象設備	共通費等の配賦基準	関係    5式 (略)	改 正 案
機械室土地建物、 共通用土地建物の 資本コスト+保守 コストの合計額比	施設保全費+試験 研究費+接続関連 事務費の合計額比	施設保全費+試験 研究費+接続関連 事務費の合計額比	資本コスト+保守 コストの合計額比	資本コスト+保守 <mark>遠隔</mark> コストの合計額比 <mark>設置</mark> <mark>武述</mark>	対       ウラ     資本コスト+保守       コストの合計額比       改置       直域       直域	資本コスト+保守	資本コスト+保守 コストの合計額比	資本コスト+保守 コストの合計額比	施設保全費+試験 研究費+接続関連 事務費の合計額比	投資額比	直接費比	配賦基準			
構築物	共通用土地	共通用建物	<del></del>	<u>н</u>	<b>※</b> 穴 談 拔		. 1	想 第	管理共通費	接続関連事務費	試験研究費	区分	第2	別表第8 第1	
	厗	梦	市内線路	市外線路	機 (所 (法 ) (注 ) (注 ) (注 ) (注 ) (注 ) (注 ) (注 )	中継交換	加入者交	総合監視	載	重事務費	典		共通費等(	(第 15 条関係) 費用算定方式	
別表第5第1の設備区分に定める各設備 = 5	別表第5第1の設備区分に定める各設備 4 		メタルケーブル、光ケーブル	光ケーブル、海底光ケーブル、海底中間中継伝送設備 (き線点遠隔収容装置~加入者交換機間伝送のうち、遠隔収容装置設置局の加入者交換機設置局間伝送、局設置遠隔収容装置~加入者交換機間伝送、局設置遠隔収容装置~加入者交換機間伝送、加入者交換機や中継交換機間伝送及び中継交換機間伝送に係るものに限る。)	伝送装置、中間中継伝送装置、無線伝送装置、無線鉄塔、無線アンテナ、衛星通信設備 一、衛星通信設備 (き線点遠隔収容装置~加入者交換機間伝送のうち、遠隔収容装置設置局~加入者交換機設置局間伝送、局設置遠隔収容装置~加入者交換機間伝送、加入者交換機で中継交換機間伝送、中継交換機間及び中継  交換機~相互接続点間伝送に係るものに限る。)	中継交換機、信号用中継交換機	加入者交換機、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置 ;	加入者交換機階梯以上の各設備	別表第5の1の設備区分に定める各設備 4 3				共通費等の配賦基準	条関係) 方式 (略)	
機械室土地建物、 共通用土地建物の 資本コスト+保守 コストの合計額比	施設保全費+試験 研究費+接続関連 事務費の合計額比	施設保全費+試験 研究費+接続関連 事務費の合計額比	資本コスト+保守 コストの合計額比	資本コスト+保守コストの合計額比	資本コスト+保守コストの合計額比	資本コスト+保守	資本コスト+保守 コストの合計額比	資本コスト+保守 コストの合計額比	施設保全費+試験 研究費+接続関連 事務費の合計額比	投資額比	直接費比	配賦基準			

機械室土地
局設置簡易遠隔収容装置、局設置遠隔収容装置、加入者交換機、主配   無機
面積比
<b>藤</b> 横 宝土 培
遠隔収容装置、加入者交換機、主配線盤、加入者系半固定パス伝送装   面積比置、光ケーブル成端架、消防警察トランク、警察消防用回線集約装置、中継交換機、伝送装置、中間中継伝送装置、海底中間中継伝送装置、 クロック供給装置、無線伝送装置、無線鉄塔、衛星通信設備及び信号   用中継交換機

## 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案 新旧対照条文

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成十四年総務省省令第六十四号)

費用明細表	[ <sub>t+</sub> ,],	<u> </u>	Ι. Ι									hп	T.,	<i>I</i> 7	솓	4111-	4m.	4111-	浉			Н	取
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	中継系とう道	+継系共司冓 州入系とう道	<b>加入系共同溝</b>	H継系中口径管路	川入系中口径管路	<b>十継系管路</b>	川入系管路	中継系電柱	加入系電柱	<b>西底光ケーブル</b>	中継系光ケーブル	加入系光ケーブル	メタルケーブル	クロック供給装置	衛星通信設備	無線鉄塔	無線アンテナ	無線伝送装置	<b>伊</b> 底中間中継伝送装置	中間中継伝送装置	位送装置 一	緊急通報用総合デジタル通り斜ろ投機	にはいて はない
改 正 案																							
世	中継系とう道	中継系共司構加入系とう道	Ι. Ι		1				. 1		中継系光ケーブ	加入系光ケーブル	メタルケーブル	クロック供給装置	衛星通信設備	無線鉄塔	無線アンテナ	無線伝送装置	海底中間中継伝送装置	中間中継伝送装置	佐送装置	緊急通報用総合デジタル通	信サービス

(傍線部分は改正部分)

					i	設備	盲区	分別	別費	州	明約	田表	き(ア	ナ	ロク	電	話月	月設	:備)	)				
海底中間中継伝送装置	無線伝送装置	無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	クロック供給装置	メタルケーブル	加入系光ケーブル	中継系光ケーブル	海底光ケーブル	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路	中継系管路	加入系中口径管路	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中継系とう道	電線共同溝	自治体管路	情報ボックス	アナログ局内回線収容部	通部アナログ・デジタル回線共

加入者交換機 き線点遠隔収容装置 置 加入者系半固定パス伝送装 警察消防用回線集約装置 設備区分 ーブル成端架 費用区分 設備区分直接の減価償却費 設備区分直接の通信設備使用料 設備区分直接の固定資産税 設備区分直接の施設保全費 設備区分直接の道路占用料 設備区分直接の撤去費用 附属設備の減価償却費 附属設備の固定資産税 附属設備の施設保全費 附属設備の撤去費用 試験研究費 接続関連事務費 管理共通費

## 設備区分別費用明細表(アナログ電話用設備)

					н	X I/H	J	) J /~	1 3 5 7	. / 13	71/1	H-12-1	. ( /				пц/	13 HV	- 1/113 /					
海底中間中継伝送装置	無線伝送装置	無線アンテナ	無線鉄塔	衛星通信設備	クロック供給装置	メタルケーブル	加入系光ケーブル	中継系光ケーブル	海底光ケーブル	加入系電柱	中継系電柱	加入系管路	中継系管路	加入系中口径管路	中継系中口径管路	加入系共同溝	中継系共同溝	加入系とう道	中継系とう道	電線共同溝	自治体管路	情報ボックス	アナログ局内回線収容部	アナログ・デジタル回線共

費用区分	設備区分	き線点遠隔収容装置	局設置遠隔収容装置	加入者交換機	主配線盤	置加入者系半固定パス伝送装	光ケーブル成端架	消防警察トランク	警察消防用回線集約装置
設備区分直接の減価償却費									
設備区分直接の通信設備使	用料								
設備区分直接の固定資産税									
設備区分直接の施設保全費									
設備区分直接の道路占用料									
設備区分直接の撤去費用									
附属設備の減価償却費									
附属設備の固定資産税									
附属設備の施設保全費									
附属設備の撤去費用									
試験研究費									
接続関連事務費									
管理共通費									
設備区分ごとの費用合計									

第2

設備区分ごとの費用合計

雞2

徭

費用区分	設備区分	き線点遠隔収容装置	局設置簡易遠隔収容装置	主配線盤	置	一加入者系半固定パス伝送装	光ケーブル成端架	中間中継伝送装置
設備区分直接の減価償却費								
設備区分直接の通信設備使用	料							
設備区分直接の固定資産税								
設備区分直接の施設保全費								
設備区分直接の道路占用料								
設備区分直接の撤去費用								
附属設備の減価償却費								
附属設備の固定資産税								
附属設備の施設保全費								
附属設備の撤去費用								
試験研究費								
接続関連事務費								
管理共通費								
設備区分ごとの費用合計								_

注 アナログ電話用設備に係るものについて記載すること。

設備区分別費用明細表(第一種公衆電話機)

第3

費用区分	設備区分	き線点遠隔収容装置	主配線盤	置加入者系半固定パス伝送装	ケーブル成端架	間中継伝
設備区分直接の減価償却費						
設備区分直接の通信設備使用	料					
設備区分直接の固定資産税						
設備区分直接の施設保全費						
設備区分直接の道路占用料						
設備区分直接の撤去費用						
附属設備の減価償却費						
附属設備の固定資産税						
附属設備の施設保全費						
附属設備の撤去費用						
試験研究費						
接続関連事務費						
管理共通費			_			
設備区分ごとの費用合計						
オマナード電子田池供になる。	7.1 0.1=		· —=====	出上っ		

注 アナログ電話用設備に係るものについて記載すること。

費用区分	設備区分	き線点遠隔収容装置	局設置簡易遠隔収容装置	主配線盤	置	加入者系半固定パス伝送装	中間中継伝送装置	
設備区分直接の減価償却費								
設備区分直接の通信設備使用	料							
設備区分直接の固定資産税								
設備区分直接の施設保全費								
設備区分直接の道路占用料								
設備区分直接の撤去費用								
附属設備の減価償却費								
附属設備の固定資産税								
附属設備の施設保全費								
附属設備の撤去費用								
試験研究費								
接続関連事務費								
管理共通費								
設備区分ごとの費用合計								

注 第一種公衆電話機に係るものについて記載すること。

費用区分	設備区分	き線点遠隔収容装置	主配線盤	217	光ケーブル成端架	継伝	中
設備区分直接の減価償却費							
設備区分直接の通信設備使用料	<b></b>						
設備区分直接の固定資産税							
設備区分直接の施設保全費							
設備区分直接の道路占用料							
設備区分直接の撤去費用							
附属設備の減価償却費							
附属設備の固定資産税							
附属設備の施設保全費							
附属設備の撤去費用							
試験研究費							
接続関連事務費							
管理共通費							
設備区分ごとの費用合計							

注 第一種公衆電話機に係るものについて記載すること。

## 附 則

施  $\mathcal{O}$ 行 省 期 令 日 は 平

1

成

+

六

年

五.

月

日

か

6

施

行

L

亚

成

+

六

年

度

 $\mathcal{O}$ 

補

7

W

対

象

額

 $\mathcal{O}$ 

算

定

カコ

6

適

用

す

経

過

措

置

2 入 額 者 亚 及 び 及 交 成 減 換 び +価 無 機 償 形 及 五. 却 古 び 年 費 定 中 兀 資  $\mathcal{O}$ 継 月 額 産 交 換 に 日 交 機 9 以 *\* \ 換 並 降 7 機 U に ソ に 開 は フ 別 始 改 1 表 す ウ 第 正 る エ 後 五. 事 ア 第 業  $\mathcal{O}$ に 基 年 に 礎 限 度 的 掲 る に 電 げ 係 る る 気 通 監 補 以 信 視 て 役 下 設 W 務 備 対 交  $\mathcal{O}$ 象 提 換 加 額 機 供 入  $\mathcal{O}$ に 関 者 算 係 連 交 定 る 設 換 に 交 備 機 あ 付 等 及 0 び 7 金 及 と 中 は V 継 てバ う 負 交 别 担 換 表 機 金 第 算  $\mathcal{O}$ に 五. 定 第 正 係 等 味 る に 規 古 Ł 則 定 掲  $\mathcal{O}$ 資 に げ 以 産 限 る 下 価 る 加

3 前 項  $\mathcal{O}$ 控 除 は 次  $\mathcal{O}$ 各 号 に 定  $\otimes$ る と ろ に ょ ŋ 行 う t  $\mathcal{O}$ لح す る

新

規

則

と

1

う

 $\mathcal{O}$ 

規

定

に

カュ

カコ

わ

6

ず

そ

 $\mathcal{O}$ 

\_

部

を

控

除

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

لح

す

る

0

則 乗  $\mathcal{O}$ 味 じ う 第 占 平 ち て + 定 成 得 資 五. 法 た 条 定 産 +額 第 価 五. 耐  $\mathcal{O}$ 用 額 年 三 項 年 又 兀 分  $\mathcal{O}$ 数 は 月  $\mathcal{O}$ 規 を 減 定 経 日 \_ 価 に 過 償 以 12 相 基 却 降 L 当 づ て 費 に  $\mathcal{O}$ す き 使 開 る 総 用 額 始 額 務 に す L る を 大 て そ 臣 事 か VI れ が る 5 業 設 ぞ 通 補 年 知 備 度 れ 正 控 す  $\mathcal{O}$ 比 に 取 率 除 る 係 す 得 る Ł 現 原 補 る  $\mathcal{O}$ に ŧ を 価 7  $\mathcal{O}$ V が 事 W で う 占 業 対 あ 8 者 象 る 以 る が 額 ۲ 下 割 使  $\mathcal{O}$ と ۲ 用 算 合  $\mathcal{O}$ に 定 L 基 項 7 に に づ V あ き る 0 お 算 交 て 1 7 定 換 は 同 さ 機 U 関 れ 交 る 連 換 値 機 設 を で 備 関 控 あ 等 連 除 0  $\mathcal{O}$ 設 て 取 備 l た 得 等 率 新 原  $\mathcal{O}$ 規 価 を 正

味 れ ぞ 固 亚 定 成 資 控 除 産 十 す 価 六 る 額 年 ŧ 又 兀  $\mathcal{O}$ は 月 で 減 日 あ 価 償 以 却 降 لح 費 に 開  $\mathcal{O}$ 額 始 す に る 事 カコ 業 5 補 年 度 正 比 に 率 係 を る 控 補 除 7 W L た 対 率 象 を 額 乗  $\mathcal{O}$ じ 算 定 て 得 に た あ 0 額 て  $\mathcal{O}$ 三 は 分  $\mathcal{O}$ 交 換 に 機 関 相 当 連 す 設 る 備 等 額 を  $\mathcal{O}$ そ 正

る

味 平 占 定 成れ 資 産 + 価 七 額 年 又 兀 は 月 減 日 価 以 償 却 降 費 に  $\mathcal{O}$ 開 額 始 す に る 事 カゝ 5 業 補 年 度 正 に 比 率 係 を る 控 補 除 て L W た 対 率 象 額 を 乗  $\mathcal{O}$ じ 算 7 定 得 に た あ 額 0 に て 相 は 当 す 交 る 換 額 機 を 関 そ 連 れ 設 ぞ 備 れ 等 控  $\mathcal{O}$ 除 正

す

る

ŧ

 $\mathcal{O}$ 

で

あ

る